

THE UNIVERSITY OF CHINA PRESS

UNIVERSITY OF CHINA PRESS

3
S
RY

メキシコ家族計画プロジェクト
事前調査団報告書

昭和58年3月

国際協力事業団
医療協力部

JICA LIBRARY



1052488121

国際協力事業団

受入 月日	'84. 4. 11	615
		23.3
登録No.	03378	MCS

はじめに

ラテン・アメリカは現在世界でもっとも人口増加率の高い地域である。カトリックの影響もあり、また個人のプライバシーに対する政府の介入を拒絶する国民性も強く、従来各国とも人口政策の導入が困難であった。

メキシコ政府がカトリック教会の協力の下に、ラ米諸国に先がけて70年代に人口抑制に踏み切ったことはおおいに注目されることである。

メキシコ政府は、日本、UNFPA、メキシコの三者協力による家族計画推進の母体となる家族計画訓練センターの設立を計画し、わが国の技術協力を求めてきた。

当事業団は、同国の要請にもとづき、協力の可能性を調査する目的で、昭和57年11月22日から11日間事前調査団を同国に派遣した。

本報告書は、上記事業調査団の調査結果を取りまとめたものである。

ここに、本調査の任にあたられた調査団長をはじめ、団員の方々、並びに調査にご協力いただいた各関係機関に対し、深甚なる謝意を表する次第である。

昭和58年3月

国際協力事業団

理事 長谷川 正 男



目 次

はじめに

メキシコ地図

I. 要請の背景および経緯	1
II. 調査団の編成	3
III. 調査項目	5
IV. 調査日程	7
V. 総 括	9
VI. 調査報告	11
1. 人口問題の現状	11
2. 人口政策	16
3. 人口政策と地域開発	24
4. 家族計画関係の機関	28
5. 家族計画関係政府予算	37
6. 外国からの援助	37
7. 家族計画実施の状況	38
8. メキシコ家族計画訓練センター(案)	39
9. 事前調査団とCONAPOとの打合わせ要旨	43
10. 関係法律	53

I 要請の背景および経緯

メキシコは197万平方キロの広さをもつ(日本の約5倍)国で、人口は7,300万(1982年の推定数)。人口密度は、他の国々に比べて、左程高いわけではない。

しかし、メキシコは人口上の観点から現在2つの深刻な問題をかゝえている。

その第1は、人口増加率の異状な高さである。1970年から1976年の7年間の人口増加率は、年率3.2%。1976年の出生率をみると、人口1,000につき40、死亡率は人口1,000につき8となっている。この状態がつづく、メキシコの人口は、約22年で倍増し、来世紀の始めには、1億5千万人近い人口をかゝえることになる。

その第2は、急速な、農村人口の都市移動にある。

メキシコ最大の都市、メキシコ市への農村からの人口流入は著しい。そのため、メキシコ市は、都市の^積技能が既に麻痺しつつあり、しかも市部に移住できない人々は、その周辺部に住みついて、巨大なスラム街を形成しつつある。この現象は、第2の都市、グアダハラハラ、第3の都市、モンテレイ、でも同様である。

ちなみにメキシコの都市人口は総人口の65.7%、農村人口は34.3%(1980年)。他の開発途上国に比べて、都市人口の割合が高い。

メキシコ政府は、人口家族計画に関する困難な問題に直面して、1974年、人口家族計画プログラムを国の政策した推進することを決定し、「一般人口法」を設定した。

一般人口法にもとづき1974年に設立されたCONAPO(CONSEJO NACIONAL DE POBLACIÓN=国家人口審議会)は国の人口・家族計画プログラムに関する政策を決定し、これを受けて各実施機関が家族計画を実行する仕組みになっている。

さて、1981年8月CONAPOのカブレラ事務局長は在メキシコ日本国大使館の遠藤公使に対し概略次の如き申出を行なった。

① メキシコ政府は人口・家族計画分野における日本の業績及び国際協力の成果を極めて高く評価している。

メキシコ政府にとって人口問題は最優先課題の一つであり、日本の協力を得たい。メキシコは従来人口・家族計画分野では国連等国際機関からの協力を受けたことはあるが、政府ベースでの2国間協力を受けたことはない。しかしながら今般日本政府に対して協力をお願いするのは、前述の通りこの分野における日本のすばらしい実績、更に民間ベースではあるが日本側JOICFPとメキシコ側FEPAC(人口調査財団)との間の緊密な本件分野の協力関係に基づくものである。

② CONAPOとしては取りあえずの感触として日本政府に広報、教育活動及び訓練分野

での協力をお願いしたいと考えている。ついでには早い時期に事前調査団を派遣していただきたい。

その後日本大使館及びJICAメキシコ事務所関係者とCONAPO側との間に何度かの打ち合わせが行なわれた結果、メキシコが日本に協力を期待するプロジェクトの輪郭が浮び上った。

すなわち、

- ① メキシコは家族計画訓練センターを創設する。訓練センターではプログラム要員の養成、フィールド・ワーカー訓練、ラジオ、テレビ、印刷物による教育プログラムの作成などを行う。
- ② 訓練センターの管理、調整はCONAPOが行なうが、運営はFEPACに委任する。
- ③ 訓練センターの施設としてミチョアカン州バックアロに所在するCREFAL（ラテンアメリカ地域成人教育読み書き普及センター）の施設を利用する。
- ④ 本プロジェクトの発足は1983年を予定し、当初の5年間については毎年UNFPA（国連人口活動基金）から30万ドル、日本政府から60万ドル相当の援助を受けることを期待する。

以上の通りである。

JICAは、82年度内に本プロジェクトにかかわる事前調査団の派遣を予定し、準備を進めていたところ、メキシコ側から82年11月中における調査団派遣の強い要請があった。その理由は12月1日に予定されるメキシコ大統領交代の前に本件協力の概要につき一応の合意に達しておきたいとのCONAPO事務局長の意向によるものであった。

II 調査団の編成

団長 総括・母子保健 松山栄吉（厚生年金病院産婦人科部長）

団員 家族計画プログラム 片桐為精（家族計画国際協力財団常任参与）

＼ 人口政策と地域開発 淵上 隆（筑波大学歴史人類学系助手）

＼ 技術協力 杉山 長（外務省技術協力二課事務官）

＼ 協力計画・業務調整 笹野暉樹（国際協力事業団医療協力特別業務室長）

なお、オブザーバーとして家族計画国際協力財団国際部長、八木信一氏が同行した。

Ⅲ 調査項目

1. メキシコにおける家族計画の現状と問題点（政府、民間）
 - ・政策、予算、実施機関、活動状況等
2. 協力対象機関の調査（FEPAC、CONAPO、人口・家族計画普及センター）
 - ・組織、予算、プログラム、施設、他国際機関等の援助
3. 本件に対する協力の可能性
 - ・分野、対象機関、予算、期間、活動内容、今後の本件についての日程等
4. その他
 - ・関連事項の調査

Ⅳ 調査日誌

日順	月 日	曜日	調 査 概 要	備 考
1	11月22日	月	成 田 発 18.30時 JL012 メキシコ着 18.00時	
2	23日	火	午前 大使館、JICA事務所あいさつ、 打合わせ 午後 CONAPO本部にて会議	
3	24日	水	午前 CGPF(厚生省家族計画調査局) 本部にて会議 午後 母子保健センター視察	
4	25日	木	午前 FEPAC本部にて会議 午後 FEPAC診療所視察	
5	26日	金	午前 国連UNFPFメキシコ事務所にて 会議 午後 事務整理	
6	27日	土	近郊農村地帯視察	松山団長 帰国
7	28日	日	事務整理	
8	29日	月	午前 CONAPO本部にて最終会議 午後 大使館報告	
9	30日	火	資料収集	片桐団員 帰国
10	12月 1日	水	メキシコ発 8.30時 PAM021	
11	2日	木	成 田 着 19.30時	

V. 総括

調査団がメキシコ市に滞在したのは実質8日間であるが、当初予定したCREFALの施設視察を目的としたミチョアカン州への旅行が中止されたため、全体としてゆとりのある日程となった。

この間、CONAPOと2度にわたる会議、更にはCGPF、FEPAC、UNFPAとの会議、関係施設の視察などを行なったが、メキシコ側のイニシアティブは一貫してCONAPOがとり、CONAPOが本プロジェクトに関しては中心的役割りにあることを明示していた。また、FEPACのJuan Pascoe事務局長がCONAPOの影武者の如く一体となって発言し行動をとっていたのも印象的であった。

非公式ながら、予めメキシコ政府から提出されていた家族計画訓練センター(案)は、①管理、調整のCONAPO ②運営を委託されるFEPAC ③施設提供のCREFALの3組織がメキシコ側当事者であり、これに日本政府とUNFPAが協力する形態となっている。

しかしながら調査団が日本を出発する数日前、JICAメキシコ事務所から「CREFALが本プロジェクトに参加しないことが判明した」との電信が入り、一行は不安な気持でメキシコ入りすることになった。CREFALが参加しなかった事情は、計画書立案にCREFAL関係者が参加してなく、その後も3組織間の話し合いがつかなかったことが判明、はからずも本計画が煮詰っていないことがさらけ出される結果となった。

CREFALは必ずしも完全に降りたわけではなく、他方アグアスカリエンテス州の如く州施設の提供を希望するものもあり、解決は時間の問題と思われる。

家族計画訓練センター(案)の中では、当初の5年間に日本が毎年60万ドル、UNFPAが毎年30万ドルを拠出して協力することになっている。日本への期待は視聴覚機材、I. E. C. 関係機材、車輛、中堅技術者養成費が主であるが、管理費なども含まれている。

この財政援助的考えに対して、調査団は我が国の技術協力は財政援助でなく、従って現金が供与されることはない旨を再三にわたり説明して、メキシコ側の理解をうることができた。

UNFPAへの期待はセンターの管理、運営費といったソフト・マネーである。UNFPAがこれに応ずるか否かは不明であり、メキシコ市にあるUNFPA事務所を訪門した際にも特に協力の是非についての発言はなかった。

日本とUNFPAに期待する資金援助額と使途内訳は訓練センター(案)の中に明示されているが、本体となるメキシコ政府がどのような財政的責任を負うかについては全くふれられていない。訓練センター(案)が公式に日本に提出されなかった裏には、この点についてのメキシコ外務省の指摘があったとも云われる。会議の席上、CONAPO事務局長は「日

本側の協力の額をみながら見合った計画をたてたい」と述べた。これに対し日本側は問題は中核となるメキシコが如何なる構想の下に如何なる財政的責任を負うかであり、日本は補完的立場にあること、予算の単年度制度からUNFPAの如く長期にわたるコミットメントは難しい、など機会あるごとに説明した。

メキシコが人口問題対策を政策の最優先の1つとしていることは明らかであり、家族計画推進のための訓練センター設立は必要と思われる。メキシコ政府は、国家レベルで行う家族計画事業において、今まで2国間供与を受けたことはなく、米国からの援助も断ってきたという。したがって、今回メキシコ政府から直接日本政府への協力要請があったことは、大きな意義があると考えなくてはならない。しかしながら、上述のとおり訓練センター(案)は未熟なものであり、日本との2国間協力になるか、或はUNFPAを含めてのマルチ形態になるかも固まっていない(会議の席上、メキシコ側から日本・UNFPA・メキシコの3者共同のプロジェクトでもよいかとの質問があり、基本的には何ら問題はない旨応答した)。

この計画案におけるもう一つの大きな問題は、1982年12月1日からの新大統領下における政権の交代である。そのさいの人事はすべての官庁の管理者全体に及ぶといわれ、11月末にわれわれ調査団と面接した者の大部分は、その職を去るとのことである。そのため、訓練センターの構想がそのままの形で引き継がれるかどうか不安がある。

その点に関し、CONAPOや厚生省の幹部は、次期の担当者に責任をもってこの案の継続を伝達することを明言していること、また本事業を実施する場合はFEPACが中心になると考えられ、これは民間団体であるため人員の交代はないことから、本計画案はそのまま新政権に引き継がれることが期待される。

次期政権の下に新しい陣容が決まり、本プロジェクトが具体化された段階において、再度調査団をメキシコに派遣し、協議を行うこととしたい。

VI 調査報告

1. 人口問題の現状

メキシコで最初に実施された本格的な人口センサスは、1895年のことであり、その後概ね10年毎に実施されている。最新のそれは、1980年6月に調査された「第10回人口・住居センサス」で、その暫定結果によれば、その時点で男性3329万5260人、女性は3408万7321人で総人口6738万2581人であった。⁽¹⁾ しかし、調査もれなどを考慮して補正すれば、同時点で約7000万人に達していたであろうと推定することができる。⁽²⁾ 1981年度の年人口増加率が2.5%であったから、この数字を単純計算すれば、1982年の年央には約7300万人まで増加していると考えられるのである。

過去のセンサスに現われた人口の推移をたどれば、メキシコの人口増加が「爆発」と呼ぶに相応しい急激なものであったことが明らかになる。即ち、1900-50年間で人口は約2倍になっており、1950-70年の20年間で再び約2倍になっているのである。⁽³⁾ しかも今後出生率が仮に1980年以降衰えないと仮定すると、2000年には約1億2800万人となり、1982年の人口増加率を年2.5%に抑え、目標どおり2000年に1%にすることに成功したとしても、同年には約1億人になることが予見されているのである。⁽⁴⁾

表1. メキシコの人口増加の推移(1895-1980年)
(単位:人, %)

	センサス人口	年平均増加率
1895年	12,632,427	
1900	13,607,259	1.50
1910	15,160,369	1.09
1921	14,334,780	-0.50
1930	16,552,722	1.72
1940	19,653,552	1.73
1950	25,791,017	2.73
1960	34,923,129	3.07
1970	48,225,238	3.41
1980	67,382,581	3.29

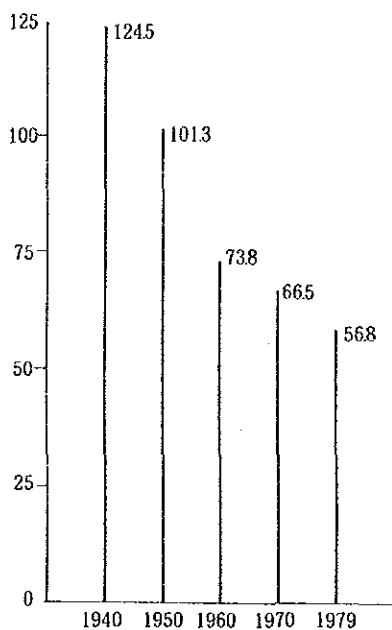
出所) 国際開発センター op. cit., p. 282.

こうした人口の急増は、特に1930-40年代から1970年代頃までが特に顕著であり、1930年に増加率1.6%であったものが、1970年には3.5%と驚くべき数値になってしま

- (1) Secretaría de Programación y Presupuesto (SPP), X Censo Genso General de Población y Vivienda. 1980 (Resultado Preliminar a Nivel Nacional y por Entidad Federativa, Mexico, p. 15.
- (2) (財)国際開発センター『中・高所得開発途上国の社会経済とわが国の援助対応—日墨長期経済協力調査—』(昭和57年3月). p. 280.
- (3) Consejo Nacional de Población (CONAPO), Mexico Demografico. Breviario 1980-81, Mexico, p. 11.
- (4) Ibid., pp. 12-13.

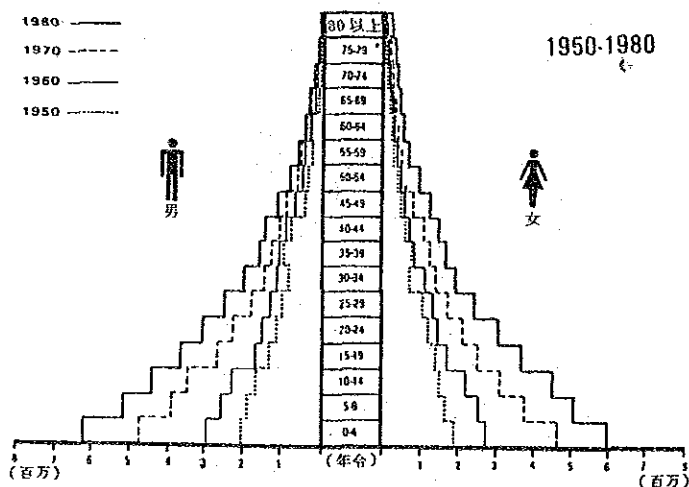
ったのである。⁽¹⁾ この背景には、1930年代から開始されたメキシコの本格的な経済発展と都市化、及びその中で実現した各種社会サービスの向上、食生活・栄養状態の改善、公衆衛生観念の普及・浸透などがあることは明きらかである。これを具体的な数字で見ると、1950年には人口1000人当たりの出生数が44.2人であったのが、1970年には42.1人になっただけであり、若干の低下傾向を見せているものの、だいたいコンスタントであるのに対して、死亡数は1,000人当たり1950年の15.7人から1970年の9.6人へと、大きく低下しているのである。⁽²⁾ 特に、幼児死亡率の低下には目覚ましいものがあり(図1.)、その結果、人口の年齢構成は1970年で15才以下が全人口の46.7%にまでなったのである。⁽³⁾ 1950年以降の人口ピラミッドの推移は、従って図2のようなきれいな三角形を描くことになる。

図1. 幼児死亡率の推移
(千人当たり)



出所) CONAPO, México Demográfico, p. 32.

図2. 年齢別人口構成



出所 CONAPO, México Demográfico, p. 40.

- (1) CONAPO, Política Demográfica, Nacional y Regional. Objetivos y Metas. 1978-1982, Mexico, p. 1.
- (2) CONAPO, Boletín Informativo, No. 1, Mexico, p. 7.
- (3) CONAPO, México Demográfico, p. 35.
- (4) CONAPO, Política Demográfica, p. 8.
- (5) Ibid., p. 9.
- (6) Ibid., p. 9.

表2. 地域別の出生数(1000人当たり)の推移

	1970	1976	全人口に占める地域人口(1976)
全 国	42.1	39.3	100.0(%)
第1グループ	39.2	32.6	24.1
第2グループ	42.1	35.4	16.6
第3グループ	44.0	38.7	8.5
第4グループ	43.2	41.8	50.8

出所) CONAPO, Política Demográfica, P. 10.

若年人口の顕著な増加を見せる人口構成が抱える問題点は、これから将来数十年にわたり毎年膨大な労働市場に参入し、現在でさえも深刻な失業・半失業率の高さが解消される展望が見出しえないことである。

ところで、未だ全般的に高い出生率も、より詳細に観察すれば、地域的な多様性を認めることができる。即ち、出生率の低下の度合いによってメキシコの各州を分類した国家人口問題審議会(CONAPO)の資料によれば、第1グループ(メキシコ市、メヒコ州……出生率の強い低下)、第2グループ(バハ・カリフォルニア・ノルテ、ソノーラ、チワワ、コアウイラ、ヌエボ・レオン、タマウリパスの諸州……出生率の低下)、第3グループ(ハリスコ、ナヤリー、コリマ……出生率の若干の低下)、第4グループ(以上以外の諸州……高位安定の出生率)に分けられる。⁽⁴⁾ その1,000人当たり出生数の推移(1970-76)は、表2のごとくである。

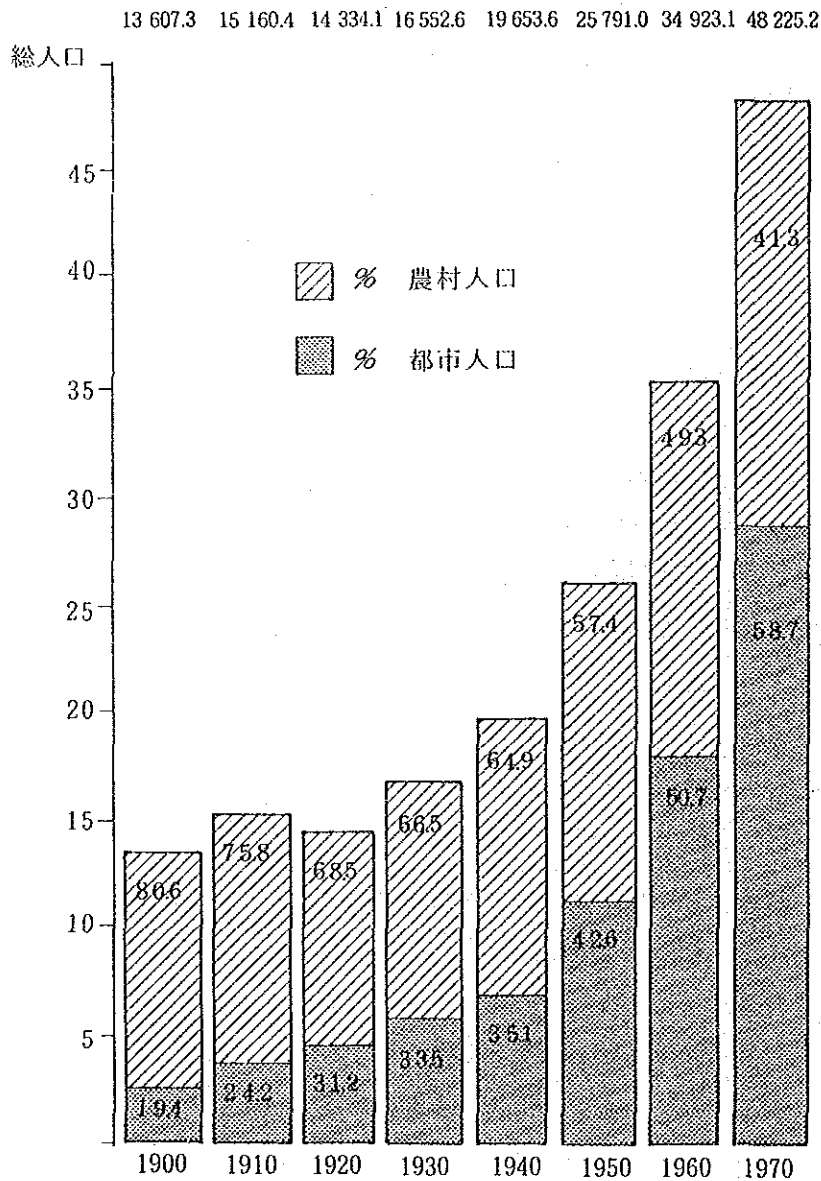
第1グループは、メキシコで最も都市化された地域で、自然増加率で言えば3.0%(1970)から2.6%(1976)へと落ちた。⁽⁵⁾ 第2グループを構成する諸州も、米国の国境沿いに都市化の著しい諸都市を抱えている上に、全般的に経済水準も高い地域である。自然増加率でいえば上期の同時期に年3.4%から2.9%へと下がった。⁽⁶⁾ 一方、第3、4グループは比較的農村的性格の強い大多数の諸州がこれを構成している。以上の事実は、都市部においては比較的広範な中間層の成長とともに自然増加率に一定の歯止めがかかりつつある一方で、全国人口の半数を占める地域で出生率が高く安定していることが、メキシコ全体の

人口の自然増加率を下げにくくしている主要な原因となっていることを物語っている。同時に、今後の人口政策の効果を大にするためのターゲットをも示唆していると言えるのである。

出生と死亡の差による増加を自然増加とするならば、人口の流入（流出）による増加（減少）を社会増加（減少）とすることができる。国内の人口移動は、他の多くの発展途上国と同様にメキシコにおいても人口問題の深刻な一面となっているのである。過去数十年の経済発展は、単に人口の自然増加と軌を一にしただけでなく、主として農村部から都市への甚大な人口移動を伴った。その結果、全国的な都市人口比率の上昇（図3.）、都市部の労働力過

図3. 農村・都市人口比率の推移（1900-70）

（単位：千人）



出所) CONAPO, México Demográfico, p. 57.

剩、スラム化、農村部の食料生産力の停滞等々、歪んだ社会・経済現象を生じさせたのである。しかし、低廉な向都移動労働力が経済発展の原動力であったことを考えれば、逆に言えば、良し悪しは別として国の全体的な経済発展・開発政策の要請に応じた国内人口移動が現在の結果を持たらしたのであるから、人口の自然増加と異なり極めて複雑な構造を秘めていると考えなければならない。

特に顕著な人口集中がみられるのはメキシコ市(連邦区)、グアダラハラ、モンテレイの三大都市であるが、その他にも米国との国境沿いの諸都市、各州州都のような地方都市においても、都市と人口の成長が急速なところが多い(表3)。その一方で、大都市や地方中小都市に恒常的に国内移民を供給する地域も存在し(図4)、メキシコの人口の社会増加(減少)の背後に、単なる人口問題の領域を越えた種々の分野の難問題 — 農業、地域開発、教育、行政 etc — の集積を想定することができる。

表3. 主要都市の人口増加(1970-1980)

首都(州名)	人口(単位:千人)		年平均人口増加率 1970-1980
	1970	1980	
メキシコ市(連邦地区)	6,874	9,991	3.8(%)
アグアスカリエンテス(アグアスカリエンテス)	181	233	2.6
メヒカリ(バハ・カリフォルニア・ノルテ)	267	495	6.4
ラ・パス(バハ・カリフォルニア・スル)	46	87	6.6
カンペーチェ(カンペーチェ)	70	105	4.1
サルティーヨ(コアウイラ)	161	243	4.2
コリーマ(コリーマ)	58	85	3.9
トゥストゥラ・グティエレス(チアパス)	67	104	4.5
チワワ(チワワ)	257	402	4.6
ドゥランゴ(ドゥランゴ)	151	239	4.7
グアナフアート(グアナフアート)	37	48	2.6
チルバンシンゴ(ゲレーロ)	36	74	7.5
パチューカ(イダルゴ)	84	106	2.4
グアダラハラ(ハリスコ)	1,194	2,178	6.2
トルーカ(メヒコ)	114	234	7.5
モレリア(ミチョアカン)	161	238	4.0
クエルナバカ(モレーロス)	134	295	8.2
テピック(ナヤリー)	88	137	4.5
モンテレイ(ヌエボ・レオン)	858	1,702	7.1
オアハカ(オアハカ)	100	170	5.4
プエブラ(プエブラ)	402	771	6.7
ケレタロ(ケレタロ)	113	178	4.6
チェトゥマル(キンタナ・ロー)	24	45	6.5
サン・ルイス・ポトシ(サン・ルイス・ポトシ)	230	338	3.9
クリアカン(シナロア)	168	281	5.3
エルモシーヨ(ソノーラ)	117	304	10.0

首都(州名)	人口(単位:千人)		年平均人口増加率 1970 - 1980
	1970	1980	
ビーヤエルモーサ(タバスコ)	100	182	6.2(%)
シウダー・ビクトリア(タマウリパス)	84	142	5.4
トラスカラ(トラスカラ)	10	13	2.6
ハラパ(ベラクルス)	122	212	5.7
メリダ(ユカタン)	212	344	5.0
サカテカス(サカテカス)	50	67	3.0
.....			
その他の諸都市			
アカプルコ(グレーロ)	174	335	6.8
シウダー・ホアレス(チワワ)	407	680	5.3
シウダー・オブregon(ソノーラ)	114	190	5.2
イラブアート(グアナファート)	117	169	3.7
レオン(グアナファート)	365	596	5.0
マタモロス(タマウリパス)	138	258	6.5
マサトラン(シナロア)	120	206	5.6
スエボ・ラレド(タマウリパス)	149	272	6.2
ボサ・リカ(ベラクルス)	120	196	5.0
レイノーサ(タマウリパス)	137	240	5.8
タンピコ(タマウリパス)	180	428	9.0
ティファーナ(バハ・カリフォルニア・ノルテ)	277	542	6.9
トレオン(コアウィラ)	223	416	6.4
ベラクルス(ベラクルス)	214	333	4.5

出所) CONAPO, México Demográfico, pp. 62-63.

以上のことから、メキシコが現在抱えている人口問題は、次のように要約することができる。基本的には人口増加率が高すぎることである。1970-80年の年平均増加率は3.3%であったし、後に述べるように人口政策の結果、1981年時点で年2.5%に落ちたとはいうものの、これとても約四半世紀で2倍になる高さである。更に、国内人口移動による、特定地域への流入のパターンが長期的に確立し、もはや経済的にも社会的にもそれを吸収する容量が限界に近づいているのである。

2. 人口政策

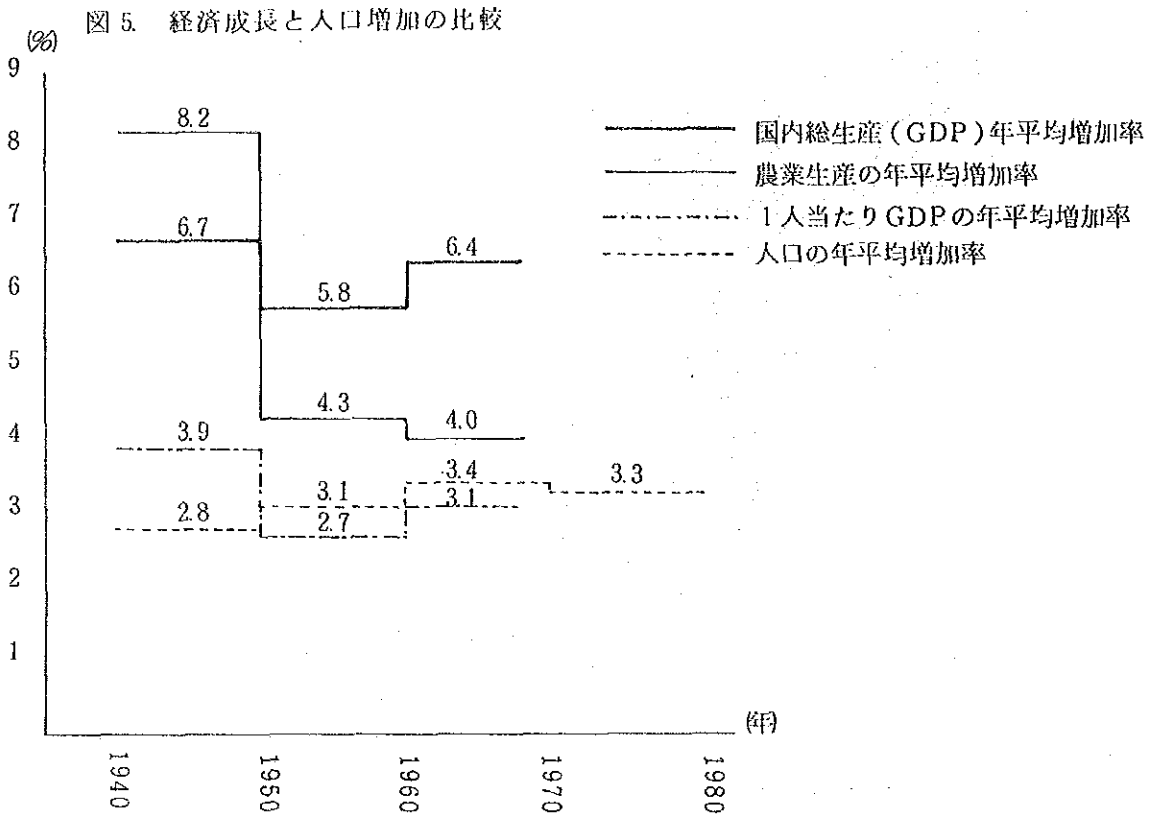
爆発的な人口増加が経済発展の許容能力の限界を越えて、そのままでは体制存立の根幹にかかわる深刻な社会経済的コンフリクトに直結しかねないと、政府レベルで認識され始めたのは、1970年に発足したエチェベリア政府の時期になってからのことである。それ以前は、人口増加そのものは発展のための人的資源・労働力の供給、国内市場の拡大、ひいては国力全般の向上に資するものと考えられ、また実際に、経済発展による富の増加は人口増加の圧力を基本的には吸収しえていた。従って、メキシコ全体として人口抑制論が広く主張される

図4. 州別に見た人口の流入・流出(1970-80)



出所) CONAPO, México Demográfico, p. 48.

ことはなかったのである。しかし、1960年代に入ってから、1人当たりG N Pの成長率が人口増加率を下回ったり、農業生産の停滞傾向など（図5）、人口との関連でいくつかの経済指標は将来への展望に暗い影を投げかけ、政府レベルで人口政策の立案の必要性を痛感させるようになったのである。



出所) Hansen, Roger D., *The Politics of Mexican Development*, The Johns Hopkins Univ. Press, Baltimore, 1974, p. 42. CONAPO, *México Demográfico*, p. 45.

エチェベリア政府(1970-76)において、総合的な人口政策の策定にとり組むため、その第一歩となったのは1974年に制定された「一般人口法(Ley General de Poblacion)」である。夫婦は自由に子供の数を決定する権利があると規定した憲法第4条を尊重しながら、この法律の中で家族計画の導入を公式に認め、人口の数量的・構造的問題と国内移動の調整に手をつけ、しかもその人口政策を国全体の社会・経済発展戦略に整合的に統合させる意図を表明したのである。(1)

特筆すべきことは、この一般人口法においてCONAPOが設置され、人口政策の立案主体となった点である。CONAPOは人口政策に関連する省庁の長により構成され、大統領

(1) 一般人口法第1. 2. 3条

の諮問機関として機能する。厚生省庁は当初7省庁であったが、ロペス・ポルティエーヨ政府(1976-82)が実施した行政機構改革などで、現在は下記の諸省庁の長をもって構成されている。

- 内務省
- 大蔵省
- 文部省
- 外務省
- 企画予算省
- 厚生省
- 居住・公共事業省
- 農地改革省
- 労働社会保障省
- メキシコ社会保険庁(IMSSE)
- 国家公務員共済庁(ISSSTE)
- 家族統合発展全国システム(Sistema Nacional para el Desarrollo Integral de la Familia)
- スラム地区・住民局(Coordinacion General de Zonas Deprimidas y Grupos Marginados)

GONAPOの議長は内務大臣がこれを務めることになっており、1982年12月に発足したデ・ラ・マドリー政府においては、従って内相マヌエル・バルトレット・ディアスが議長となる筈である。

CONAPOの基本的目的は次のように規定されている。

- 人口計画を策定し、人口の現状の要請に応じて、それを公共の社会経済発展の目的にかなうようにする。
- 人口政策の目的に必要な調査・研究を実施したり補助したりする。
- 人口問題に係わる各種機関に参加したり助言を行い、また適切な協議を行う。
- 他の機関、個人の参加と協力を得る基礎を作り、同時に啓蒙と広報活動計画を実施する。
- 教育用機械を開発、配布し、情報を出版する。
- 各種公共機関で実施される人口計画の達成状況を評価する。

さて、CONAPOの設立により本格的に着手されたメキシコの人口政策の具体的内容、今日までの成果、そして今後の目標はどのようなものであろうか。既述のように人口問題の基本がその増加率の高さと国内人口移動の歪んだパターンに存在するわけであるから、当然人口政策もこの二点に焦点をあてるものとならざるを得ない。即ち①人口の自然増加率の抑

制、②国内人口移動の是正と調整、が人口政策の目標となっているのである。⁽¹⁾ 換言すれば、人口の総量抑制と地理的配分の調整ということになる。

まず、人口増加率の抑制について、CONAPOは1976年に年3.2%であったものを、1982年、2000年にそれぞれ年2.5%、1%とする大目標を設定した(表4)。第1段階といわれる1976-82年(ロベス・ポルティエヨ政権期に相当)についていうなら、それは出生数で1000人当たり約40人から約33人に落とそうとする計画であった。⁽²⁾ 但し、現時点では2000年に1%が長期目標となっているだけあって、人口のゼロ成長という考え

表4. 人口増加率の将来目標

	1976	1982	1988	1994	2000
年増加率 (%)	3.2	2.5	1.8	1.3	1.0

出所) CONAPO, Política Demográfica, p. 48.

は拒否されている。⁽³⁾

以上のような人口の自然増加率の抑制という目標を達成するために、その主要な方策として採択されたのが家族計画である。具体的に政府レベルで着手され始めたのは1977年に家族計画全国プログラム調整局(Coordinación del Programa Nacional de Planificación Familiar)が設置され、同年に家族計画全国計画(Plan Nacional de Planificación Familiar)が策定されてからであり、1980年から上記調整局に替わって厚生省内に設置された家族計画調整局(Coordinación General de Planificación Familiar)が、全国計画を厚生省、IMSS、ISSSTEなどの公衆衛生保健・医療サービス機関をもつ諸組織と協力しながら実行している。家族計画全国計画は、家族計画の技術的側面のみならず、公衆衛生の向上、啓蒙教育にも重点を置いたもので、1982年までに少なくとも年間350万人の女性をその対象とし、同年までに家族計画を実施しなかった場合に予測される人口よりも約300万人を減らそうとするものであった(表5)。

家族計画全国計画と平行して、1977年から性教育全国プログラムも実行に移されており、小学校では無料のテキストを使用して性教育が行われている。また家族統合発展全国システムでは、農村をターゲットにして性教育の教育を受けた約2500名のインストラクターが、全国約5000の農村を巡回している。⁽⁴⁾

次に、国内の人口再配分についての政策を概観してみたい。国内人口移動のパターンは、

(1) CONAPO事務局長グスタボ・カブレラ氏とのインタビュー(1982年11月23日)。

(2) CONAPO, Boletín Informativo, No. 7, Mexico, p. 10.

(3) Consejo Nacional de Ciencia y Tecnología (CONACYT), R & D Mexico, vol. 2, No. 3/4 (Dec 1981/Jan 1982), Mexico, p. 26.

(4) CONAPO, Boletín Informativo, No. 2, Mexico, pp. 6-7.

表5. 家族計画全国計画による人口増加抑制の目標(1977-82)

年	家族計画がない 場合の人口 (単位:千人)	家族計画を実施 した場合の人口 (単位:千人)	家族計画を実施した 場合の出生率 (千人当たり)	予測される 死亡率 (千人当たり)	年間人口増加率 (%)	家族計画の 対象人口 (単位:千人)
1977	64,553.6	64,201.6	40.3	8.5	3.2	1,323.2
1978	66,877.5	66,250.6	38.4	8.5	3.0	1,752.5
1979	69,285.1	68,244.5	36.9	8.4	2.9	1,241.5
1980	71,910.0	70,203.2	35.5	8.3	2.7	1,618.1
1981	74,435.2	72,127.4	34.4	8.2	2.6	3,008.6
1982	77,189.3	74,031.2	33.3	8.1	2.5	3,452.2

出所) CONAPO, Política Demográfica, p. 50.

各地域の状況によって異なるわけであるし、また国民の基本的権利の1つとして居住地の選択の自由が認められているのであるから、人口再配分政策は工業開発、地域開発、農業などを含む広い範囲の全体的戦略の中で位置付けられない限り、効果を期待することは困難である。家族計画のように実施すれば直接的な効果が比較的短期間に得られる性格のものではないと言えよう。

それでも、CONAPOは次のいくつかのパターンによる各州毎の人口再配分の目標を設定しており、それは連邦政府・州政府の実施する開発政策とのからみの中で達成されることを期待されているのである。再配分政策のパターンは、①滞留、②方向転換、③再配置の三つが想定されている。⁽¹⁾ 滞留政策とは、人口の流出をできるだけ抑制し、その地に留めておこうとすることをねらったものである。例えば、メキシコ市大都市圏は国内移民の約60%を吸引し、その約70%はグアナファート、グレーロ、イダルゴ、ミチョアカン、オアハカ、プエブラ、サン・ルイス・ポトシ、トラスカラ、サカテカスの諸州から来ている。その人口の社会増加率は年-0.8%から-2.8%(つまり、恒常的流出状態)の間を変動し、各地域に差はあるが、この率を-0.5%~-1.0%に上げることを目標にしている。⁽²⁾ その他の大都市に人口を供給しているコアウィラ、ドゥランゴ州をも含めて、1978-82年に19万3000人~20万人、1983-88年に60万5000人~66万2000人の本来ならば流出している人口を留めておこうとするのが、具体的目標で、⁽³⁾ 特にグアナファート、グレーロ、ミチョアカンの三州が重点対象となっている。方向転換政策とは文字通り本来ならば三大都市や国境方面の諸都市に流出するかも知れない人口を、他地域に向かわせることである。即ち先に掲げた流出の激しい諸州の人口の一部を、社会増加の年率が0.6%~1%(流出・流入

(1) CONAPO, Política Demográfica, pp. 81-85.

(2) Ibid., p. 86

(3) Ibid., p. 89

がほぼ均衡しているか弱い流入傾向)のチワワ、シナロア、ソノーラ、ベラクルス、タマウリバス、タバスコ、カンペーチェの諸州で引き受けようとするものである。⁽¹⁾ 1978-88年の10年間で約53万~55万人をこのように方向転換させることを見込んでいる。⁽²⁾ このような方向転換が効果をあげるためには、その目的地に人口の吸引力がなければならないが、特にタマウリバス、ベラクルス、タバスコ、カンペーチェと続くメキシコ湾岸地域は、石油とその関連産業の波及効果が見込まれるので、この政策はかなりの効果をあげるのではないかと期待される。再配置政策は人口集中地域から人口を他所に移す政策で、メキシコ市の場合でいえば連邦行政機構の地域分散化計画と関連している。即ち、1978-82年の間に11万人の連邦政府職員を首都外へ転勤させる計画で、家族も含めて約33万人がメキシコ市の外に配置されることになっている。⁽³⁾

人口政策で策定された目標は、自然増加に関する目標と社会増加のそれとの和であるが、地域別にその具体的目標数値は表6のごとくであり、これが目下のメキシコの人口政策の全体像を見せてくれる。この計画を以て、メキシコは2000年に総人口約1億を想定しているのである。

表6. 地域別の年人口増加率の目標

	1978			1982			2000		
	自然増 加率	社会 増加率	合計	自然増 加率	社会 増加率	合計	自然増 加率	社会 増加率	合計
全 国	3.00	0.00	3.00	2.50	0.00	2.50	1.00	0.00	1.00
第1グループ									
連邦地区	2.40	0.65	3.05	1.90	0.43	2.33	0.60	0.33	0.93
メヒコ	2.50	3.25	5.75	2.00	2.40	4.40	0.70	1.60	2.30
第2グループ									
バハ・カリフォルニア・ノルテ	2.60	2.42	5.02	2.10	2.16	4.26	0.80	1.90	2.70
コアウィラ	3.50	-1.52	1.98	2.80	-1.31	1.49	1.30	-1.04	0.26
チワワ	2.70	0.06	2.76	2.10	0.30	2.40	0.80	0.60	1.40
ヌエボ・レオン	2.90	0.99	3.89	2.30	0.64	2.94	0.90	0.17	1.07
ソノーラ	2.90	0.20	3.10	2.40	0.38	2.78	1.00	0.60	1.60
タマウリバス	2.50	0.29	2.79	2.00	0.43	2.43	0.70	0.60	1.30
第3グループ									
コリーマ	3.10	0.68	3.78	2.60	0.43	3.03	1.00	0.27	1.27
ハリスコ	3.10	-0.40	3.06	2.60	-0.18	2.42	0.90	-0.31	0.59

(1) *ibid.*, pp. 91-92.

(2) *ibid.*, pp. 93.

(3) *ibid.*, pp. 95-96.

	1978			1982			2000		
	自然増 加率	社会 増加率	合 計	自然増 加率	社会 増加率	合 計	自然増 加率	社会 増加率	合 計
ナヤリー	3.30	-0.56	2.74	2.80	-0.67	2.13	1.10	-0.70	0.40
第4グループ									
アグアスカリエンテス	3.60	-0.68	2.92	3.00	-0.79	2.21	1.40	-0.92	0.48
バハ・カリフォルニア・スル	3.30	0.89	4.19	2.70	0.85	3.55	1.20	0.83	2.03
カンペーチェ	3.90	-0.45	4.35	3.40	0.52	3.92	1.50	0.60	2.10
チアパス	2.90	-0.58	2.32	2.40	-0.62	1.78	1.20	-0.68	0.52
ドゥランゴ	3.50	-1.31	2.19	2.90	-1.10	1.80	1.10	-0.82	0.28
グアナフアート	3.10	-1.00	2.10	2.50	-0.58	1.92	1.00	-0.05	0.95
ゲレーロ	3.60	-0.79	2.81	3.10	-0.37	2.73	1.30	0.16	1.46
イダルゴ	3.70	-2.14	1.56	3.20	-1.93	1.27	1.30	-1.10	0.20
ミチョアカン	3.70	-1.84	1.86	3.00	-1.42	1.58	1.10	-0.89	0.21
モレーロス	3.70	0.90	4.60	3.20	0.51	3.71	1.20	0.10	1.30
オアハカ	3.40	-2.65	0.75	2.90	-2.44	0.46	1.20	-1.10	0.10
プエブラ	3.40	-0.97	2.43	2.80	-0.76	2.04	1.20	-0.48	0.72
ケレタロ	3.40	-0.66	2.74	2.90	-0.78	2.12	1.10	-0.93	0.17
キンタナ・ロー	3.90	3.89	7.79	3.50	3.85	7.35	1.60	3.83	5.43
サン・ルイス・ポトシ	3.70	-1.82	1.88	3.10	-1.61	1.49	1.30	-1.10	0.20
シナロア	3.80	0.28	4.08	3.10	0.42	3.52	1.50	0.60	2.10
タバスコ	3.30	0.62	3.92	2.80	0.79	3.59	1.10	1.00	2.10
トラスカラ	4.00	-2.77	1.23	3.60	-2.56	1.04	1.40	-1.20	0.20
ベラクルス	3.00	0.29	3.29	2.40	0.61	3.01	1.10	1.00	2.10
ユカタン	3.50	-1.10	2.40	3.00	-1.12	1.88	1.40	-1.13	0.27
サカテカス	3.80	-2.58	1.22	3.20	-2.37	0.83	1.30	-1.10	0.20
大都市圏									
メキシコ市	2.30	2.15	4.45	1.80	1.71	3.51	0.50	1.14	1.64
モンテレイ市	2.60	2.07	4.67	2.10	1.54	3.64	0.60	1.10	1.70
グアダラハラ市	2.90	2.30	5.20	2.30	2.12	4.42	0.73	1.94	2.64

出所) CONAPO, México Demográfica, pp. 94-95.

人口政策が本格的に始まってから6年程しかたっていないため、今日までの効果は一部しか明さらかになっていない。それでもいくつかの具体的成果も現われているようである。

1977年に企画予算省統計総局が第1回出生力全国アンケートを実施し、1978、79年にそれぞれ第1回、第2回避妊方法アンケートが家族計画全国プログラム調整局によって実施されている。また1980年には既に述べた人口・住居センサスも実施された。これらの結果が

ら判明したことは、出生力が1000人当たり40.8人から32.9人に落ち(1976年～1981年末)、また死亡も8.5人から7.5人(1977年～1981年央)に下がったことである。これは、1981年央で年増加率2.54%を意味し、1982年末までには2.4%になっていることになる。⁽¹⁾ 即ち、人口政策の第1段階の目標(1982年に人口増加率2.5%)を、1年繰り上げて達成したことになるのである。これによって、2000年の全人口が1億から1億600万の間に設定するための基礎ができ上がったと評価されている。⁽²⁾ 出生力の変化を地方別にみても、その率の高い15の諸州では、1000人当たり44.7人→35.3人(1977年～1981年央)⁽³⁾と、未だ高いながらもその低下率は素晴らしいものであった。

以上の程度以外に、人口政策の具体的成果は知られていないし、その広範なエバリュエーションも実現していないのが実情である。しかし、1982年2～3月にはCONAPOが全国社会人口学アンケートを実施したので、その結果によってはより鮮明な人口の現状の眺望が得られると期待される。

3. 人口政策と地域開発

人口の自然増加率を抑制するという人口政策の二大目標のうちの1つは、予定どおりのスピードで達成されつつあるが、それでもなお年2.5%(1981年)という数字は先進諸国のそれと比較すれば、かなり高い水準にあることは否定できない。かつての経済発展の過程で増加率が急上昇したことは既に述べたが、一たん上昇した増加率を容易に落とせないいくつかの文化的・社会的背景にも目を向けておく必要がある。

よく言われるのがカトリックの影響である。国民に広く行きわたったカトリックが、産児制限を困難にしている1つのファクターであることは無視できないが、特に都市中間層以上の社会階層においては、小規模家族が多く、宗教とはかかわりなく、生活設計、人生計画の一環として子供の数を決定する人々がふえている。最近では名目的信者もふえているようなので、一般に信じられている程にはカトリックが人口抑制の阻害要因になることはないであろう。むしろ、より大きな問題はメキシコ文化の特徴の1つに考えられているマチスモといわれる男性中心主義の価値感であろう。マチスモとは、男は男であることを主張し、誇示し、証明しなければならないとする生活態度であり、例えば子だくさんは男であることの誇示である。また、愛人を持つ(婚外性交渉)ということは、建て前上は非難されることであっても、特に許し難い行為でも社会的制裁を招く行為でもない。マチスモは特に農村や貧民層に強く残存しており、文化・価値感であると同時に社会・経済条件に関連する現象でもある。

(1) CONAPO, Boletín Informativo, No. 7, p. 12.

(2) Ibid., p. 12.

(3) Ibid., p. 12.

更に、より直接に貧困そのものが人口抑制を困難にしていることを認めなければならない。俗に言う「貧乏人の子だくさん」は、貧しい夫婦が子供の労働をあてにする結果だとしても不思議ではない。

以上のように考えると、人口問題はすぐれて教育問題であり、同時に所得の不均衡な配分に典型的に表現された社会・経済問題であることが理解されよう。母親の学歴が高い程子供の数が少ないというデータ(表7)は、このことを集約的に示唆している。従って人口問題

表7. 母親の学歴と子供の数の関係

年 令	学 歴					
	無学歴	小学校 中 退	小 卒	中学校 中 退	中 卒	高 卒 以 上
20-24	2.1	1.8	1.2	0.9	0.7	0.3
25-29	4.2	3.6	2.3	2.1	1.5	1.3
30-34	5.9	5.1	3.8	3.0	2.6	1.6
35-39	7.0	6.5	4.9	4.3	3.3	3.3
40-44	7.5	7.0	5.0	4.9	3.4	3.3
45-49	7.3	7.2	6.3	4.5	2.8	3.2
平 均	6.0	4.8	2.8	2.7	1.7	1.3

という他から独立した問題は実際には存在しないのであって、それは他の国家的政策の枠組の中で、他のファクターとの関連において解決されねばならないのである。もちろん、この点はメキシコ政府に十分認識されており、ロペス・ポルティエヨ政府が立案した「総合開発

出所) CONAPO, Mexico Demografico, p. 68.

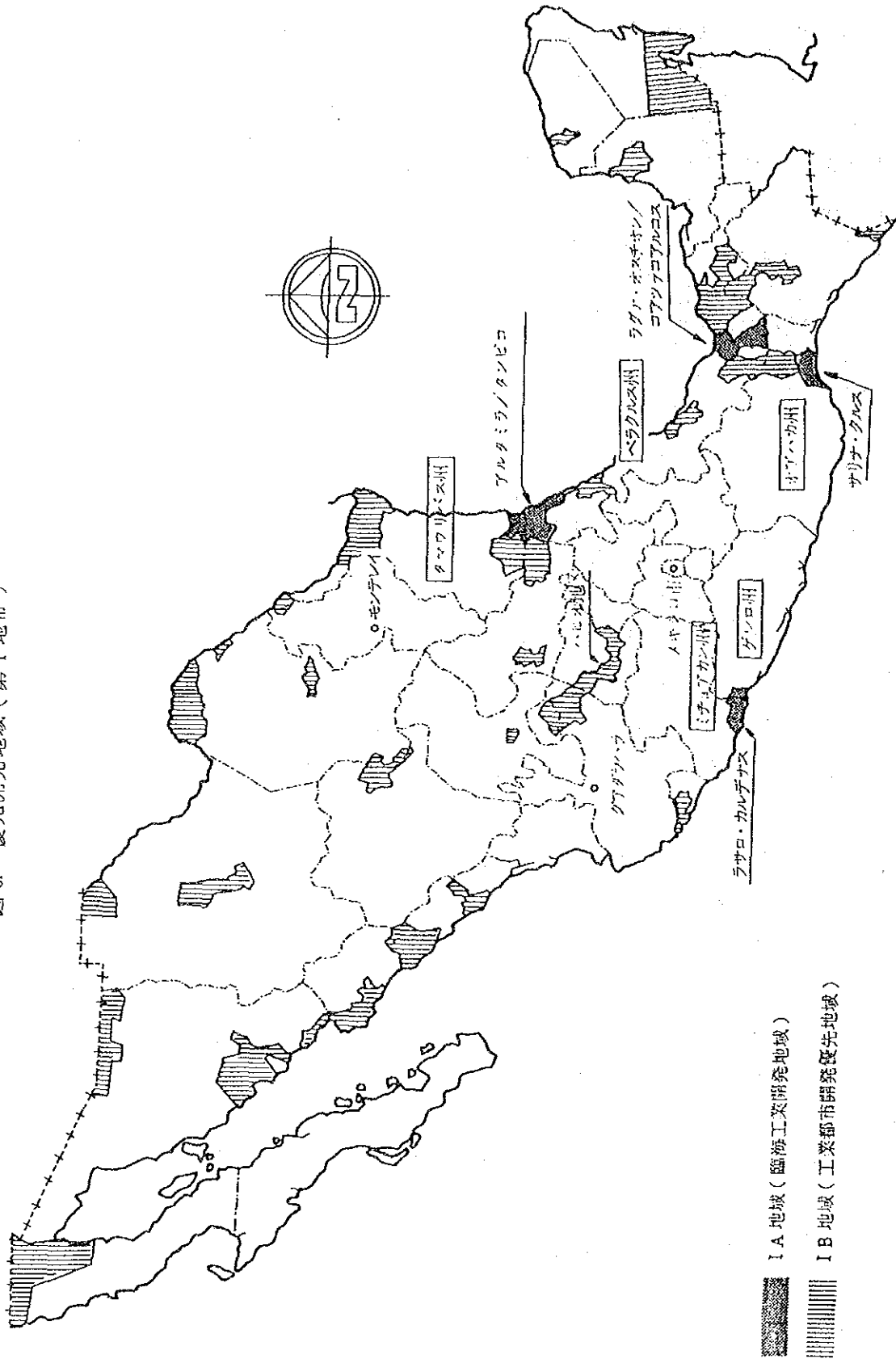
計画(Plan Global de Desarrollo)」にも、その中の重点政策の1つとして人口政策が位置付けられている。⁽¹⁾

総合的な開発政策の中に人口政策が位置付けられねばならないことは、人口の再配分政策、国内人口移動対策においては、より重要性を帯びることは自明の理である。人口を従来の大都市以外へ方向を転換するといっても、その目的地にそれを吸収しうるセンターが存在しなければ無意味である。その意味で、地域開発は単に地域間の経済格差を是正し、住民の全般的な生活水準の向上をめざすだけでなく、人口再配分のためにも大きな影響を及ぼすであろう。そのため、メキシコ政府は国家工業開発計画で、「メキシコ市とその周辺(メキシコ盆地)の工業生産の全国生産に占める割合を、50%から40%にまで低下させる」⁽²⁾ という目標を設定して、4つの港湾を中心とする臨海工業地帯や工業都市開発優先地域を各地に指定して(図6)、それを実施している。既に、ラサロ・カルデナス(ミチョアカン州)、コアツァコアルコス(ベラクルス州)、サリナ・クルス(オアハカ)などは、工業地域の労働者、港や道路などのインフラ設備の労働者として、かなりの人口が集中・定着している。

(1) SPP, Plan Global de Desarrollo, 1980-1982, Mexico, pp. 187-189.

(2) 国際開発センター op. cit. p. 51.

図 6. 優先開発地域 (第 I 地帯)



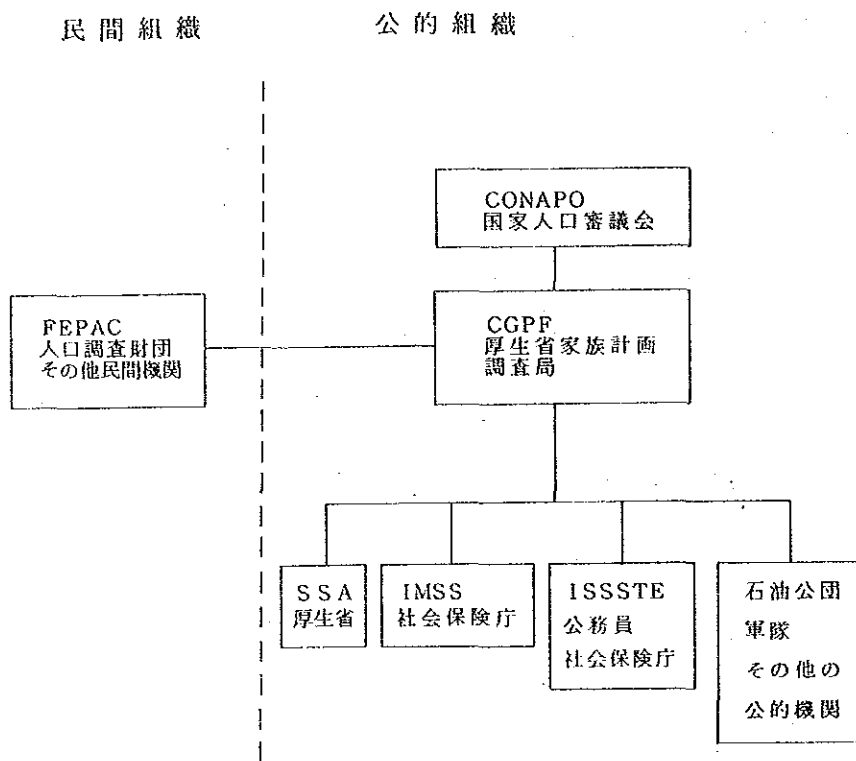
出所: SEPAFIN, Plan Nacional de Desarrollo Industrial 1979-82 (国際開発センター, op. cit., p. 183. より採録)

家族計画普及のための啓蒙教育や技術上の教育にしろ、人口の移動目的地で新しい雇用を創出するための地域開発策にしろ、人口政策を受け入れる側の人間から見れば、人口政策は人的資源開発の側面を有する。新しい生活価値感と家庭設計を獲得しうるような教育を受け、健康で文化的な家族を基盤にした人々が、公教育や職業教育をうけつつ能力開発を行い、それが雇用の安定とひいては経済条件の向上へ直結するというのが、メキシコ政府の描くイメージであろう。こうした計画に日本が何らかの形で関係する場合には、人材育成・人的資源開発という最も基本的な部分で、相手国の基本戦略を尊重しつつ、効果のある協力を進めていくことが、有意義なことであろう。

4. 家族計画関係の機関

前述の“人口政策”の中で、1974年制定の一般人口法に基づくCONAPOの発足、1980年厚生省内に設置された家族計画調整局の活動開始、IMSS及びISSSTEなどによる家族計画への協力を述べたが、これら関係機関について更にほり下げて検討してみたい。

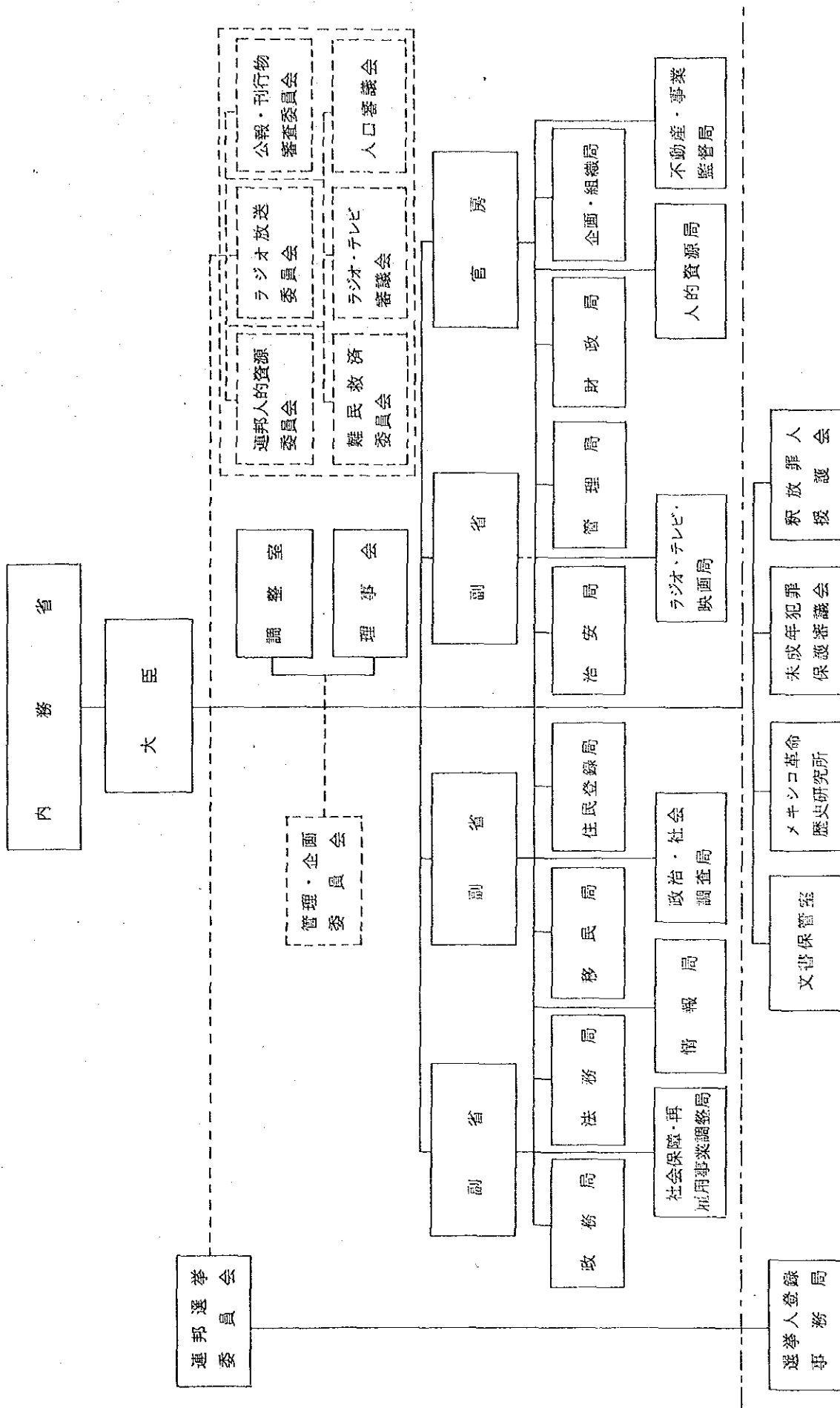
家族計画関係諸機関の位置付けを図示すると次のようになる。



以下に順を追って各機関について分析を試みる。

(1) CONAPO (Consejo Nacional de Poblacion = 国家人口審議会)

内務省管轄の審議会で、省内の位置付けは次表のとおりである。

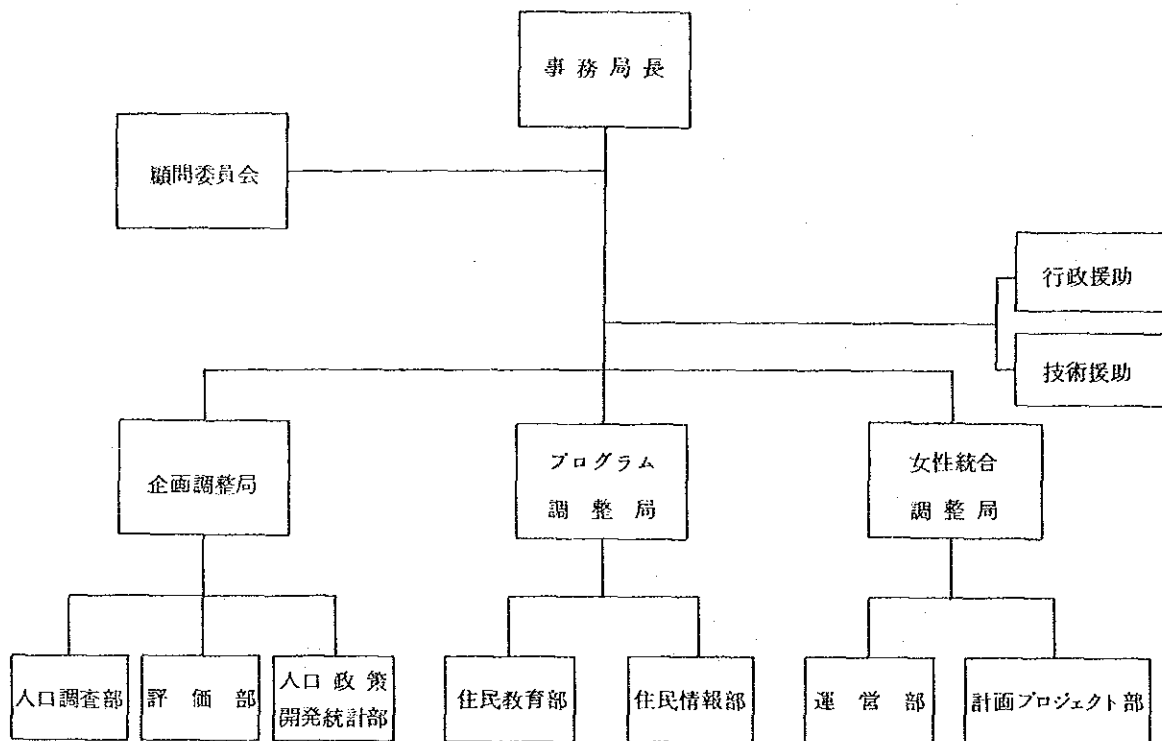


CONAPO設立の経緯、審議会の構成、目的については既述の“2.人口政策”を参照願いたい。

内務大臣が議長をつとめる13省庁の代表者をもって構成されるCONAPO審議会は年に2～3回程度開催され政策決定を行なう。

CONAPO事務局はグスタボ カブレラ アセヴェード事務局長以下170名のスタッフをもって構成される。

メキシコ中央部に小規模ながら1戸建のビルをかまえるCONAPO事務局の組織は次表のとおりである。



局部別の業務内容は次のとおりである。

企画調整局

人口政策設計と政府の開発プラン・プログラムを結びつける行動を調整する。

人口計画の原理、方法、結果の評価プロセスを維持するために必要な活動を行う。

人口調査部

人口政策の決議、遂行に、審議会が要求する人口情報を体系化し、現実化する。

人口政策設計に必要な調査を行う。

人口政策に関する調査、情報を通じ、審議会に統合された組織および計画に人口動向を含めなければならないその他の組織と協力する。

国内の人口調査開発に優先順位を付け、この種の調査を行う団体にその実施を促す。

人口問題についての知識や、形態、人口問題の変化についての講習会、会議、会合、書類を準備する。

異なったパターンを仮定して人口計画を作る。

評価部

人口計画の原理、戦術、結果の評価を国の社会経済構造の変化に当てはめて行う。

作成された人口計画に従い、種々の公的機関団体が実施するプログラムを評価し、この計画の遂行に適した方策を提案する。

これらの評価を基に人口計画プログラムの優先順位や目標を提案し、この実施に伴い要求される資金、融資の階級を付ける。

審議会の要求による開発情報を抜粋、等級を付け、体系化する。

人口政策統合部

人口政策を実施する政府関連団体と、計画部門の調整の手順を作る。

主な活動目的の中に、人口政策の目標遂行のために協力する政府関連団体の活動を承認、促進し支援する。

人口と社会経済的現象の内的関係について認識を深め、それをプログラムの過程に組み入れる。

社会人口学的プログラムの過程に、指導者、専門家を総括し、指導、その適合性を高める催しを計画、組織し開発する。

開発プランと人口政策を統合させるための調査を促進実行するのに協力する。

プログラム調整局

情報プログラムや公開オリエンテーションプログラムを作成普及し、その他個人や機関のプログラムに参加、協力する。

住民教育の面から、あらゆる政府民間団体が参加、援助する。

情報資料の準備作成出版を行う。

人口についての訓練コースの組織を調整する。

住民教育部

住民教育プログラムの診断、評価を行う。

住民教育の教育例を作成する。

初等教育テキスト及び中等高等教育のカリキュラムに住民教育の導入を図る。

各機関のインストラクターのチームを訓練する。

指導者やオピニオンリーダーの感覚を高めるセミナー、実習、会合を行う。

住民の異なった部門に教育的催しを行なう。

住民教育のための補助資料を作成、出版し広める。

政府機関の行なう住民教育プログラムに技術援助を提供する。

住民情報部

情報プロセスの提供のための調査、伝達内容のチェックを促進、計画、監督、実施する。

異なった聴衆、情報の慣性、伝えるべき内容、方法に従い、情報の選択計画をし、これらにより、前述の内容を普及する。

異なった情報マスメディアに対して、内容とメッセージを作成適用する。

人口、家族計画、移民、性教育、女性開発統合についてのプログラムや教材、情報の作成を監督する。

審議会の作成したプログラムや伝達の普及を監督、調整する。

情報のプロセスを評価する。

婦人開発統合調整局

公共部門の活動を通じ、完全な婦人の経済教育、社会、文化への統合を促す計画プログラムを促進、調整すると同時に、家庭内の関係を改善し、メキシコ社会の平等性、連帯性の基礎を固めるのに貢献する。

女性に男性との平等、連帯を促す計画を作成することを現実化する徴候を得、女性の完全な開発統合を達成する目的で、女性の地位の認識を深めるのに必要な調査を調整促進する。

“女性開発統合国家計画”の制度化をする政策、規準を決定する。

各種団体が、女性統合の為に行なう計画の調整を容易に行える、多部門の調整体系を作る。これは、各々の目的、目標を補充するためである。

女性統合の意味で、公的私的団体、国内海外、地方連邦国際団体を支援する。

人口と女性開発統合の意味で、国際協力、援助を支持する。

これら目的と業務遂行にあたり必要な催しを促進調整し参加する。

運営部

女性開発統合に関する種々の政府および民間組織の参加を呼びかける適切な活動を行う。

女性開発統合国内制度委員会の働きを達成するのに必要な活動を行う。

国内制度委員会がまとめる団体との関係を作る。その目的は、委員会が提案した行動計画や政策を実施し、また同様に委員会が提起した計画プログラムを調査する。

目的を遂行し実施するために、あらゆる種類の国の催しを調整し、参加するための活動を行う。

計画プロジェクト部

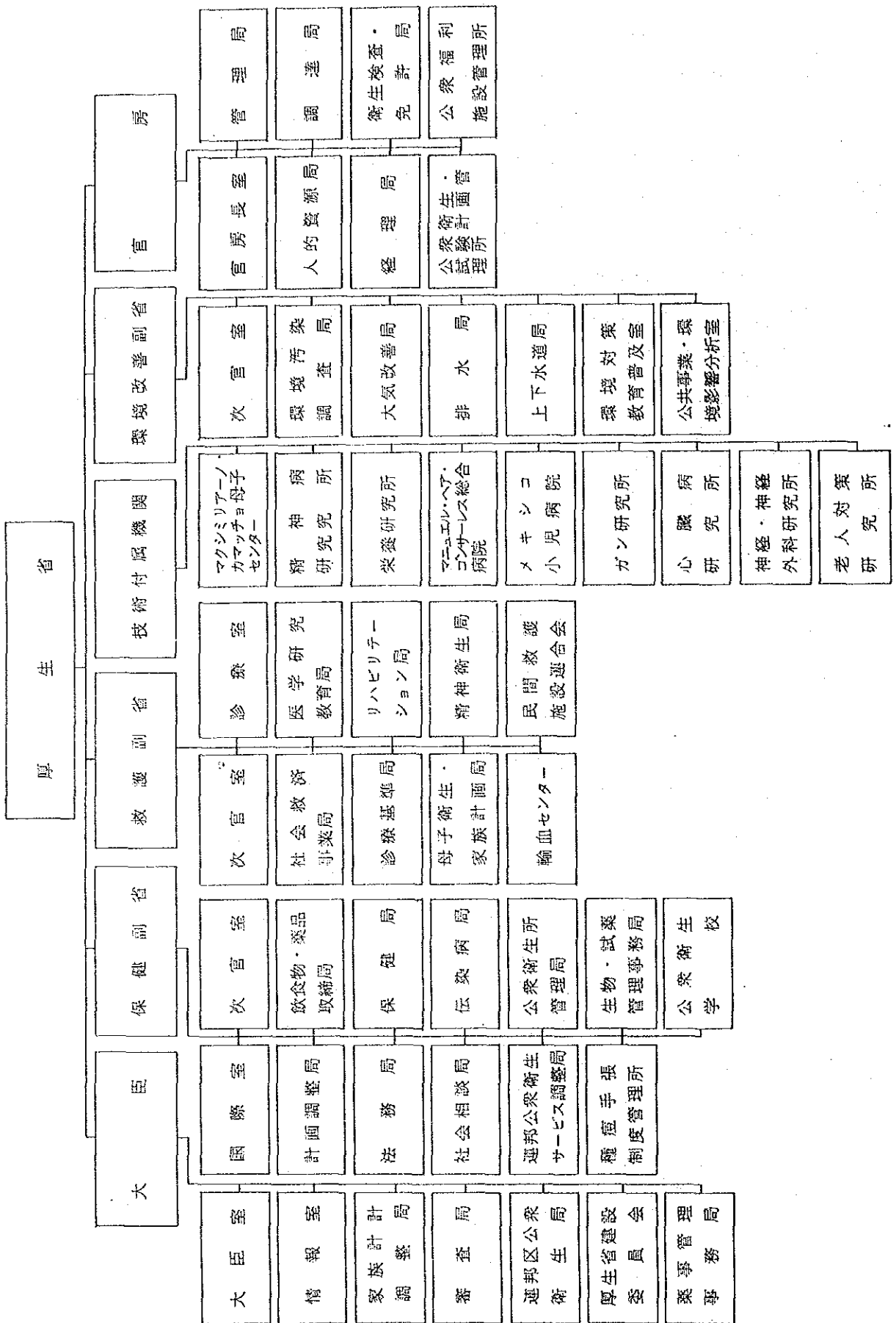
- メキシコの女性の地位に関する情報を抜粋し、まとめ、分析する。
- 女性開発の完全な統合を促進するために必要な計画を実施する。
- 女性統合についての催しを後援するのに必要な活動を行う。

(2) CGPF (Coordinación General de Planificación Familiar = 家族計画調整局)

1980年に厚生省の1部局として創設された。

家族計画を行なう厚生省担当局、社会保障協会、民間団体の中核に位置し、調整を行なう。

厚生省組織の中では、次表のとおり大臣直結の1局であるが、オフィスは市内 Insurgentes Sur 1397に独立している。



(3) SSA(Secretaria de Salubridad y Asistencia =厚生省)

厚生省救護副省が管轄する母子衛生・家族計画局の統制の下に、全国31州に散在する病院、診療所、ヘルス・ポストのネット・ワークを通して公衆衛生と家族計画を実施している。

特に、政策的配慮から人口500人以下の部落の全てに公衆衛生と家族計画のワーカーを配置している。これらワーカーの殆んどは地元出身の婦人で6週間の訓練の後、部落の薬局に配属され、政府が無料で提供する避妊薬、避妊器具の配付などを行う。

(4) IMSS(Instituto Mexicano del Seguro Social =メキシコ社会保険庁)

1944年に設立され、人口の30%がこのシステムの健康保険を利用している。殆んどがサラリーマンで、都市に住んでいる。ここ数年その適用範囲が広がってきている他の協会も、IMSSの保障システムに組み込まれてきており、地方ではその診療所は一般に開放されている。1979年には、公共機関利用者の約55%がIMSSを利用している。IMSSは、家族計画教育とサービスを1306の都市の診療所及び3024の地方診療所で、厚生省の機関がない所から始めている。約1,200人の助産婦を育ててきている。

最近の3年間は、IMSSは、プログラムを更に進展させて、一つの中心的村から医療チームを他の10の村に巡回させるサービスを行っている。

(5) ISSSTE(Instituto de Seguridad Social y Servicios Sociales de Los Trabajadores del Estado =国家公務員共済庁)

1960年に設立され、人口の6%を占める公務員とその家族に対しヘルス・ケアと家族計画を行なっている。全国各都市に80以上の診療所を持っている。

(6) その他の公的組織

政府の代理機関、州直営の企業体などが保健、家族計画サービスを行っており、メキシコ石油公団(P E M E X)、軍隊等が該当する。以前は、連邦電力庁や鉄道は、IMSSに含まれていなかったが、最近そのサービスを受けるべく合意に達している。

(7) FEPAAC(Fundacion para Estudios de la Poblacion, A. C. =人口調査財団)

FEPAACは1965年に創立された非営利団体であり、その目的とするところは次のとおりである。

- ① 教育を通じ、生殖や家族の面倒を含む個人的社会的責任感を養なう。
- ② 資源の乏しい地区には、家族計画救済業務を行うとともに、夫婦が望む子供の数を、責任ある方法で決める権利を行使できるよう科学的に、また個人的に適した方法を提供する。

- (3) 社会変化や社会開発、家族計画に関連したさまざまな分野の学術調査を支援し実施する。
- (4) 政府民間団体に限らず、これらを促進、協力、援助し、また適切な家族計画サービスの供給、家族の経済社会状態の向上を目指す開発計画を促進、協力、援助する。

F E P A C の陣容はファン バスコエ理事長以下 3 4 2 名の職員からなりたっている。

全職員の 1 5 % はメキンコ市郊外にある F E P A C 本部で管理、プログラム支援などの業務に従事している。残りの 8 5 % の職員は F E P A C が行なっているプロジェクトの下に医療サービスなどに従事している。

F E P A C の業務は、次の 3 項目に大別することができる。

(1) 情報と教育：

社会的経済的性格の問題解決を見い出すため、社会団体を指導するこの仕事は、家庭状態の改善を意味する。

組織された団体、機関や大学その他に、講習会、セミナー、種々の催しにより教育する。

夫婦には：F E P A C のセンターの業務を利用するすべての利用者、夫婦に、集中的な教育、情報を与える。

医者、教師、看護婦、ソーシャルワーカーへの訓練（教育）

(2) 調査：

- o 運用調査
- o 医学調査
- o 社会調査

(3) 業務：

- o 多産の調節
- o 不妊の夫婦の研究と治療
- o 子宮頸部癌の適切な診断
- o 妊婦のケア
- o 婦人科、寄生虫、栄養疾患、その他の治療
- o 種々の家族問題解決のための補助業務に当たる。

8 2 年度のプログラムとして、F E P A C は 7 地区において 2 7 のプロジェクトを実施している。

ちなみに、J O I C F P はこのうちの 2 プロジェクトに栄養と寄生虫をインテグレートした家族計画協力を行なっている。

F E P A C の 8 2 年度予算は次のとおりである。

(収入)

国内収入 連邦、州政府予算 1 7 万 US \$

企業寄付金	27
診療所利益	7
国際収入 IPPF	39
JOICFP	10
合計	100万US\$

(支出)

管理費	18
事業費	82
合計	100万US\$

(8) その他の民間組織

家族計画の関心の民間組織は、FEPACの外FFCC、APROSAM、CFE、MARINA等12団体を数えるが、いずれも事業規模においてFEPACに劣る。

5. 家族計画関係政府予算

メキシコ政府の保健、家族計画に関する予算については正確なる資料はない。しかし、1979年にIPPFが行なった調査によりその一端をうかがい知ることができる。

すなわち、メキシコ政府が定めたヘルス・サービス6ヶ年計画では予算が1977年の23百万ペソから1982年には66百万ペソにいたるまで増大することになっている。

この6ヶ年間に投下される254百万ペソの分配内訳は、厚生省124百万ペソ、IMSS110百万ペソ、ISSSTE20百万ペソであり、総額の78%は都市でのヘルス・サービスにあてられることになっている。

6. 外国からの援助

メキシコに対する家族計画関係の外国援助は、UNFPAによるものが中心である。

UNFPAの援助は1972年にFEPACに対する協力から始まった。1975年迄の4年間に、FEPACに対し140万ペソの協力を行なっている。

1975年にUNFPAはメキシコ政府の家族計画、母子保健サービスの拡大プログラムに協力することになった。

当該プロジェクトは5年間継続し、総額885万ペソがPAHO(パン・アメリカン保健機構)を通して投下された。

更に、このプロジェクトは82年迄延長されることになり、UNFPAの追加予算として

630万ペソが認められ、サービスの効果は国内の隅々に至るまでゆきわたるようになった。

一方、UNFPAはメキシコ政府のプログラムのうち、人口統計データの収集、マス・コミュニケーション、人口問題と開発プログラムの統合の分野に対して援助を与えてきた。

1978年にメキシコ人実業家グループにより設立された非営利民間団体PROFAM（家族計画振興会）に対しても避妊薬、避妊器具購入用として20万ペソを寄付した。

1980年6月までUNFPAは家族計画及び母子保健の関係でメキシコの公的私的両機関に対し総計21百万ペソを供与した。

WHOはメキシコの家族計画を援助してきた。72年から80年の間、避妊薬、器具の研究、スタッフの訓練、メキシコ調査協会への援助など総計120万ペソを供与した。

1980年度の資料では、国立栄養研究所、政府の人口計画、国立自治大学に対して資金援助を行なっている。

I P P F（国際家族計画連盟）

FEPA Cに対し家族計画および性教育の關係の要員訓練のため現金、現物供与を行なっている。

以上のほか、フォード財団、FP I A（家族計画国際協力協会）、ロックフェラー財団、P S I（国際人口サービス協会）などの団体がメキシコ政府或は民間団体に対し家族計画に関する各種協力を行なっている。

7. 家族計画実施の状況

CONAPOが決定した人口、家族計画の目標は、「メキシコの人口増加率・出生率を2000年に、各々・年率1%、人口1,000につき16とし、農村から都市への人口移動を極力おさえて、人口分布の適正化を計る。」とした。これが、国の基本目標であり、家族計画プログラムも、この目標にそって進められている。

ちなみに、これまでのプログラムの結果をみると、人口の増加率は1982年現在で年率2.5%まで低下した。

しかし、これは主として、大都市の中流以上の階層において出生が低下したためであり、中都市・農村・大都市周辺部の階層（主として農村地帯からの移住者）における出生は依然として高い。

従って、家族計画プログラムも、主として、中都市・農村部・大都市周辺部の住民にその対象を置いている。（勿論、都市住民を除外しているわけではない。）

一般的にみて、これらの地域は、高出産、高死亡率の状態に置かれ、乳幼児・母性・死亡率が高い。また、低年令、高年令出産が多く、母子とも栄養不良の状態におかれている者が多い。保健施設、プログラムに従事する人々も質、量ともに貧弱である。

以上の状態を改善し、プログラムを推進するため当面プログラムに対する次の目標が設定された。

1. 家族計画と保健プログラムを有機的に統合してプログラムを強化、推進する。(FP・HEALTHのINTEGRATION)
2. IEC(宣伝、広報、教育)プログラムを強化してプログラムの衆知徹底を計る。
3. 地域参加(COMMUNITY・PARTICIPATION)を活発化して地域社会に於けるプログラムの実行者を増加する。
4. 農村地域開発プログラムと家族計画を有機的に組合せる。
5. 出産後、流産後の家族計画指導の強化。
6. 以上のプログラムを強化することに依り、1982年迄に、メキシコに於ける妊娠可能婦人の14.2%に当る373万人を新しい家族計画実行者とする。

現在、家族計画は、政府・民間両者に依ってすすめられているが、CGPFの説明に依ると、政府機関のプログラムに依って56%、民間機関プログラムに依って44%が、家族計画実行者となっている。

これを避妊法別にみると、オーラルピル(経口避妊薬)、及びホルモン注射法、57%、子宮内挿入器具法(IUD)20%、女性不妊手術21%、男性不妊手術1%、その他の方法、とのことである。日本で1番使用されているコンドームは非常に少ない。メキシコには3人口政策と地域開発でふれたマチズモ(男であること)という男性優位の考え方が存在し、これが避妊法にも強く影響しているようだ。不妊手術の例をみても、殆んどが女性に対するものであり、男性の手術は非常に少ない。

人工妊娠中絶手術は、非合法である。が、一方、いわゆる闇墮胎は非常に多いと云われている。非合法のためその数は不明である。(中南米諸国に共通した現象)。

副作用、死亡をとまなう非合法的な墮胎を防ぐためにも政府が家族計画を国の政策としてとりあげざるを得なかったのではなかろうかと云う見方もある。

8. メキシコ家族計画訓練センター(案)

調査団出発に先立ち、メキシコ政府から非公式ながら提出のあった訓練センター案は、以下の内容のものである。

- (1) 序 文
- (2) 目 的
- (3) 家族計画教育にあたるグループ
- (4) 家族計画教育プログラムで扱われる内容
- (5) プログラム

- (6) センターの組織
- (7) 資金調達
- (8) 評価と報告

(I) 序 文

広い範囲のメキシコ人層が、産児数計画を受け入れている。これは、70年代の初めから出生率が低下したことからもうかがえる。

この低下は、国民の中流上流階級に“近代化”が進んだ結果に起因している。公式教育が住民の自覚を生むのに重要な役割を果たし、より良い生活水準への期待を促し、夫婦に、子供の数より質を求めさせることを容易にした。一方、農村や都市部の下層階級には、出生制限する必要性が感じられるが、必ずしもこの制限を具体化する効果的な活動が行われているわけではない。これは、彼らの生活様式、社会構造、文化的価値、公式教育の欠如などが、大家族制へと導いているのである。

このため、短期の人口政策は定着を見ても、長期目標は依然達成されていない。

メキシコの総合開発政策は、その活動の一端を、最小限の生活を保障する良識的かつ責任のある受胎へと、家庭生活を合理的に変えていくよう民衆を動かす方向へ、向けなければならない。

メキシコでは、家族計画は、広く国家から支援を受けている。まず第一に、すべての夫婦に産児数、間隔を決める権利を認める法律がある。第二番目に、この分野での種々の活動のうち、教育活動やサービス業務に従事、調整する性格の国家人口審議会（CONAPO）がある。また、政府機関である国家家族計画調整院があり、これは、子供の数を選択できる具体的方法を示して、母子の健康、豊かな生活の促進を目的とした公的プログラムを調整する。

国家レベルでの家族計画業務は、厚生省、メキシコ社会保険庁、国家公務員共済庁により、基本的にカバーされている。これらの機関は、26,000人の保健要員を持ち、そのうち、18,000人が農村地区にいる。これらすべてが家族計画業務を実施している。家族総合開発国家組織も国家レベルで業務に携わる。

これ以外にも、国中にその従業員、利用者にのみ業務を行なう団体があり、それらに、メキシコ石油、国防省、通信運輸省、国営宝くじ、メキシコ電話、国家電気委員会、砂糖職人医療サービス等がある。農地改革省や、農業水力資源省は直接、農民に生活設計をする上で考慮すべき点やそれにより、もたらされる恩恵を奨励して、家族計画プログラムを支持している。地方レベルでは、連邦区が行う家族計画プログラムを当てる。

これらの政府関連機関が行ったプログラムは、約3.2百万人の利用者を数えた（1981年度資料）。

次に F E P A C のような民間団体と、家族計画業務の需要の一端をになう、薬の自由営業がある。この分野は、2百万人の利用者をカバーした(1979年度資料)。政府機関と民間機関のプログラムで、メキシコ成年婦人の60%をカバーし、その内、約70%が都市部、25%が農村地区に住んでいる。

これから、メキシコが家族計画の面では、かなり進んでいるのは、認めることができるが、まだ家族計画が行われていない地域もある。家族計画および社会生活の面で、質、量ともに進歩し続けることを望むなら、まず第一に広くプログラムの人員の教育、訓練に当たらなければならない。産児制限を、教育をせずに家庭生活に持ち込んだ外国の例を参考にしなければならない。効果は逆であり、この方法は、明らかに受け入れられず、出産率は減少せず、このプログラムに投じた金と労力は無駄となり、この意味でも資源の損失となる。

大部分のメキシコの家族計画に携わる機関は、その要員に教育を行って来たが、これに対し、その業務の基準、目標、質を統一する必要性が感じられる。これにより、家族計画は、総合的な、家族の向上へと向かうのである。かくして、家族計画を促進する者は、避妊法の種類その特性についての知識を有するばかりでなく、豊かな生活を目指して、総合的な生活設計ができるような知識を農民に提供できる能力がなくてはならない。

ここに記した前書きは、このプロジェクト—家族計画教育センターの創立の正当性を説明し、次にその目的を記す。

(2) 目的

家族計画についてのプログラムを実施促進する人材を養成する教育センターを創立する。

目的の内容

- イ、現在、政府民間が行っているプログラムが、家族に総合的に豊かな生活をもたらせるような、家族設計の目標、規準、内容を統一化する。
- ロ、家族計画の実施が、直接的に、メキシコ社会経済発展に影響を及ぼすことを調査する。
- ハ、生殖行為に関するものばかりでなく、総合的に豊かな生活を求めて、家族全体が必要とする幸福に関して、自覚をもった決定をすることのできる要素を与える一つの選択の自由としての家族計画を推進するための適切な教育を行う。
- ニ、プログラムの人員は、家族計画の知識、技術を、効果的に住民に与えることのできる教育技術を積み、改善する。
- ホ、家族計画教育内容や技術を、異なったグループの要求する情報にあわせて、教育例を準備する。
- ヘ、家族計画訓練に適した教材の準備を調整し、援助する。

ト、家族計画教育の一部を伝えるために、メキシコのマスメディアが有している施設を利用する。

チ、家庭生活、社会学上、社会経済の開発における家族計画の受入れ具合と、その効果の科学的調査を援助する。

リ、統計的情報の交換や、調査活動、家庭生活の教育の拡大と設計を奨励する。

ヌ、理論のフィードバックおよび方法の改善を行うため、教育センターの開発する社会情報や養成プログラムを評価、追跡する。

(3) 家族計画教育にあたるグループ

教育センターは、次のグループより成る。

イ、家族計画プログラムの指導者、管理者

ロ、医療面の人員

医者

看護婦

助産婦

専門医

ハ、人口学、家族計画を扱う社会分野の専門家

社会学者

人口学者

人類学者

経済学者

社会労働学者

ニ、あらゆるレベルの教育者

ホ、家族計画プログラムを遂進することのできる役人、政治リーダー

ヘ、情報マスメディアで働く人員

ト、家族と直接に触れる政府、民間機関の現場の人員とコミュニティーの指導者

チ、ボランティア

(4) 家族計画プログラムで扱われる内容

イ、住民教育

ロ、社会経済開発の過程における家族計画

ハ、生活設計の教育

ニ、性教育

- ホ. 避妊法
- ヘ. 社会組織と家族計画
- ト. プログラムの管理
- チ. 教材の準備を含めた教育技術
- リ. 社会情報の技術
- ヌ. その他の事項

(5) プログラム

教育センターの活動は、最初の5年間で3期に分けて行われる。

第1期

この期は初年度の1983年を以て、活動目標は次のとおりである。

- イ. 教育センターの内部組織を行う。
- ロ. 政府、民間機関との業務の協力関係を作る。
- ハ. センターが携わる分野に何らかの関心のある州立、政府、民間機関と相互協力の関係を作る。
- ニ. 家族計画教育のパイロット計画を次を通じ実施する。
 - (イ) プログラム要員の直接的養成
 - (ロ) フィールドワーク
 - (ハ) ラジオ、テレビ、印刷物による、州に対する訓練プログラムの作成
- ホ. パイロット期の評価
- ヘ. 次期へのフィードバック

第2期

この期は、1984年と1985年をカバーし、活動目標は次のとおりである。

- イ. 家族計画プログラム活動範囲を次の人口政策という点から次の11州に広げる。

サカテカス、コアウイラ、ドラゴンゴ、サンルイス・ポトシ、イダルゴ、トラスカラ、グレロ、オアクサカ、ミコアカン、グアナフアト、プエブラ

これらの州は高い出生率を維持し、基本的には人口が過剰となっている。

これらの州のプログラムの進捗は、州の組織や中央政府からの支援や関心度による。

- ロ. 家族計画教育プログラムを次により展開する。
 - (イ) プログラム要員の直接的訓練
 - (ロ) フィールドワーク
 - (ハ) ラジオ、テレビ、印刷物による地域教育プログラムの作成
- ハ. 地域段階の評価

ニ。次期へのフィードバック

第3期

この期は1986年と1987年の最後の2年間をカバーし、その活動目標は次のとおりである。

イ。国家レベルへ教育センターを広げ、中央の業務を利用できる相互機関的關係を作る。

ロ。国家レベルの教育プログラムを次により展開する。

(イ) プログラム要員の直接訓練

(ロ) フィールドワーク

(ハ) ラジオ、テレビ、印刷物による国家教育プログラムの作成

ハ。この期の評価

ニ。次期へのフィードバック

(6) 教育センターの組織

前述の目標達成及び、提案されたプログラムを実施するために、センターは、次のように組織される。

一 民法に従い、人口国家審議会は、センターを支援する国際機関、国内機関に対してメキシコ政府の代表となる。交渉、情報の伝達、資金管理を行う。

一 CONAPOは、人口調査財団(FEPAC)にセンターの運営を委任する。

一 教育センターの管理、調整は理事会の責任となり、その最高幹部は、CONAPOの事務局長となる。

一 センターは、文部省、厚生省、メキシコ自治大学、メキシコ大学、メキシコ人口協会(AMEP)などのような公的私的機関から、国家レベルの援助をうけるとともに、国連人口活動基金(UNFPA)や、国際家族計画連盟(IPPF)、その他の国際機関からも援助を受ける複合的性格を持っている。

一 センターは、本プロジェクトの延べ6年で自己資金調達ができるような機構を作る。

(7) 資金調達

計画発足に際し、またその後の管理遂行には次の援助を必要とする。

一 メキシコ政府は、提起された活動を行うための物理的スペースを提供する。

一 日本政府に5年の期間で、このプロジェクトに機器、給付金、フィールドワーク等にかかる費用として年間平均600,000ドルの援助を要請する。(以下の明細参照)

一 国連人口活動基金(UNFPA)には、人件費として同期間、年平均300,000ドルの援助を要請する。

- ー その他の内外プログラムの特別寄付金は、専門的講座、実験プログラムの費用をカバーするために要請する。

経費の配分(案)

UNFPA 要請援助金

(単位: 1,000ドル)

	1983	1984	1985	1986	1987	計
1.0 要員						
1.1 学術	100	130	170	220	280	900
1.2 管理	40	52	62	80	100	334
1.3 サービス	30	38	48	60	80	256
年間	170	220	280	360	460	
5年間の計						1,490

日本要請援助金

2.0 機器						
2.1 交換不能						
視聴覚	60	20	20			100
印刷(機械と材料)	60	20	20	15	10	125
臨床	50	15	15	10	10	100
車	70	20		15		105
事務	20	15	10			45
2.2 交換可能						
車の部分		15	15	15	15	60
その他部分		10	10	10	10	40
文具その他	10	10	10	10	10	50
3.0 講習						
3.1 センター本部内(給付金を含む)	60	60	70	70	70	330
3.2 センター以外の講習						
パートタイマー	20	30	40	40	40	170
旅費	15	20	30	30	30	125
4.0 フィールドワーク	150	150	160	160	160	780
5.0 調査・評価		25	25	25	25	100
6.0 情報・普及		30	30	30	30	120
7.0 管理費用	60	60	60	65	65	310
8.0 維持費	5	10	10	10	10	45
9.0 雑費	10	10	15	15	15	65
年間	590	520	540	520	500	
5年間の計						2,670
プロジェクト総費用						
(日本政府およびUNFPAからの援助金)						4,160

(8) 評価と報告

センターは教育課程の一部として、結果の評価をするシステムを作る。これは、個々のプログラムの教育のプロセスのうち、管理者に採用される形をとる。

センターは、国内の参加団体、援助者の要求する進路状況を報告し、それらをCONAPOを通じ提出する。

9. 事前調査団とCONAPOとの打合わせ要旨

事前調査団がメキシコに到着した翌日、CONAPOとの間に行なわれた会議はメキシコ政府の本プロジェクトに対する姿勢、問題点を浮き彫りにしたものであった。

JOICFPからオブザーバーとして調査団に同行された八木国際本部長が取りまとめた会議の要旨を以下に転載する。

日 時：1982年11月23日（火） 16時～18時半

場 所：メキシコ・シティ CONAPO会議室

日本側出席者：松山栄吉（厚生年金病院一団長）

片桐為精（JOICFP）

笹野暉樹（JICA）

杉山 長（外務省）

淵上 隆（筑波大学）

上原盛毅（JICA メキシコ事務所々長）

八木信一（JOICFP）

} 事前調査
チーム
メンバー

メキシコ側出席者：Gustavo Cabrera Acevedo（CONAPO事務局長）

Manuel Ordorica Mellado（CONAPO人口調査局長）

Lucio Lopez Iriarte（国家性教育プロジェクト、コーディネーター）

Diana Vidarte（CONAPO技術担当官）

Palmira Olguin（CONAPO情報担当官）

Maria del Carmen（外務省国際技術協力局）

Juan Pascoe（FEPAC事務局長）

記 録：八木信一

スペイン語通訳：山村

（注）打合会は英語、スペイン語、日本語で行い、英語の発言には通訳を付けず、スペイン語 ↔ 日本語の通訳を山村氏が担当した。

打 合 会 要 旨

○ カブレラ (CONAPO 事務局長)

メキシコが、人口家族計画の公式ミッションを外国からお迎えするのは今回が初めてです。日本が、この分野で私共に協力して下さることはとても喜ばしいことです。もっとも、CONAPOとしては、日本の家族計画、人口問題についての熱意と協力姿勢を、1979年以來JOICFPが続けているFEPACに対する協力の実績を通してよく伺っていました。

ところで、今、両国間でとり上げられようとしているプランは、メキシコに「家族計画の訓練センター」をつくらうというのが大きなテーマです。この問題については、今年の5月以来何回となく日本側(日本大使館、JICA事務所)と接触してきましたが、今日の会合でも、この「訓練センター」の設立について、双方の事情を話し合いたいと思います。

<参考>今年の9月、CONAPOはFEPACと協力して「家族計画訓練センター・プロジェクト計画書」を作成し、日本側に提出した。

しかし、その後、メキシコ側内部での計画書の内容について意見の対立が生じ、日本政府に対するメキシコ政府の正式な要請状としてオーソライズするために必要な「口上書」(メキシコ外務省が現地日本大使館に提出する)は出されないままになっていた。計画書の内容で、意見対立の生じた理由は、訓練センターの場所、施設として成人教育センター(CREFAL)の既設施設の一部利用を計画書に盛り込んでいたが、CREFALの当事者とよく話し合いがついていなかったこと、それに、CONAPOが「訓練センター」に果たす役割があいまい(運営はFEPAC、運営管理費をUNFPA、機材費は日本が担当する計画になっているが、CONAPOは何を受け持つのかという意見)だとするメキシコ外務省の指摘があったと言われている。CREFALの施設が、計画とは無関係になったという連絡は、調査チームが出発する数日前の11月18日にJICAメキシコ事務所から入電し、調査団を困惑させた。

○ 松山団長

メキシコ、日本の2国間協力を実現させるため、具体的なお話をうかがいに参りましたが「訓練センター計画案」がメキシコ側で停滞、変更したと聞いています。一体、どう変わったのか、具体的にうかがえれば幸いです。

○ カブレラ CONAPO 事務局長

(CONAPO の人口問題に占める機能、組織、機構などを長々と説明したあと)

メキシコは 12 月 1 日から大統領が変わり、政情、政府要人共に大幅に変更します。

その意味で、計画案が具体的にどう変わるということを申し上げることは容易ではありません。しかし、今日の打合会で、お互いの情報を交換し合うことだけでも大いに意味があるのではないのでしょうか。何故なら、情報の交換によって、今後の「道」を拓く見通しがつき、今後のプラン立てに役立つと思うからです。たとえ来年に期待できないとしても、近い将来に役立つという考え方です。

実は、メキシコの人口政策は近年大きな成果をあげています。それは、例えば、1976 年に 3.2% だったメキシコの人口増加率が、1982 年には 2.5% とへって、一部では“こんなに成果を急ぐやり方は脅威だ”という声の出ていることでもわかります。

しかし、次期政権も、今まで以上に、真剣に人口問題に取り組まなければならないでしょう。

何故なら、ここ数年、人口増加率がへった理由は、メキシコ・シティを中心とする所謂、上流階級に属する人々の出生率の減少が主な原因で、これからは、中間層から特に、貧困家庭に家族計画を普及浸透させていかなければならないからです。

12 月 1 日の政権交代で、政府、官庁各部局の役職員が一新しても、人口問題を扱っている部局に実力のある人が多勢残ってくれることを期待しています。

このことは、家族計画を推進する上で、非常に重要なことです。知識、経験をもつ家族計画要員を短期間に養成することはとてもできないからです。

<参考>メキシコの政体は大統領の絶対独裁制で、大統領の下に 16 名の大臣がおかれているが、副大統領、首相の制度はない。

1929 年以降、立憲革命党 (PRI) から大統領を出しているが、任期は 6 年、いかなる形でも再選はあり得ず、「前大統領」という表現も肩書きとして使ってはならないことになっている。

1976 年から続いたロベス・ホルティエリョ政権が、今年 12 月 1 日からデラマドラッド大統領に交代したが、政府、官庁の要職は入れ変れるのが常で、部局によっては、課長クラスまで辞表を出し交代する。キャブレラ CONAPO 事務総長も当然異動するものと思われるが、大臣の任命から順次、下部の辞任、異動に及ぶので、要員が落ち着くまでには、数か月を要するという。

なお、交代の際、事務の引き継ぎを十分、綿密に行わないことが多いということで、一抹

の不安は拭えない。

今日の打合会の内容も含めて、日本側の協力姿勢、意向についてはフィーリングまでくわしく後任者に伝えるつもりです。

○ 片桐（JOICFP）

メキシコの家族計画実施に協力するに当たっては、日本側とメキシコ側の相互理解こそが一番重要です。特に出だしが大切ですので、なるべく具体的な、話し合いをしながら理解を深めたいと思いますがどうでしょうか？

○ オルギン（CONAPO情報担当官）

（先にメキシコ側から送付してきた「家族計画訓練センター・プロジェクト計画書」をえんえんと説明）

○ 片桐（JOICFP）

細かい説明はわかったので、「訓練センター」の事務局がどこになるかといった具体的なことをうかがいたいのですが……

○ カブレラ（CONAPO事務局長）

「訓練センター」に協力する国際機関の窓口はCONAPOが事務局となり、運営はFEPACになるでしょう。

○ 上原（JICAメキシコ事務所長）

「訓練センター」の細目はさき程の説明できくことができましたが、全体の骨組みがどうなるのかもハッキリ掴めません。頂いた「訓練センター計画書」の内容がどの点で変わったのか、CREFALの施設が利用できなくなったのなら、「訓練センター」をどこにつくろうとしているのかなどの点を説明して下さい。

○ オルギン（CONAPO情報担当官）

場所をどこにするかは新政権が発足したあと決めることになるわけで、今は何とも申し上げられません。今、言えるのは「訓練センター」を計画する上でのコンセプト（考え方）だけです。

○ カブレラ（CONAPO事務局長）

「訓練センター」を設立する場所として、当初予定したMichoacanを、メキシコ外務省が認めてくれませんでしたので、CONAPOとしては、いま、他の候補地を物色しています。

今、申し上げられるのは、メキシコ・シティでないことは確かだということ位いで、ハッキリした場所をご紹介するまでにはいたっていません。非公式ながら、一つの情報を提供

しましょう。メキシコ・シティの北西 350 キロ余りのところにある Aguascalientes (アグアスカリエンテス) が、候補地として話題にのぼっており、この地の州政府責任者と話し合った感触では、かなりの反応が得られました。

この地域は人口も稠密で、多くの問題をかかえており、「訓練センター」を置く候補地としては恰好の場所だと思います。しかし、たとえ、州政府の段階で「OK」でも、連邦政府が容認してくれなければ決めるわけにはいきません。

○ 笹野 (J I C A)

メキシコ側から頂いた「訓練センター計画書」に訓練センターの活動を、5 年計画 (3 期に分けている) として作成し、83 年度から始めることになっていますが、この 5 年計画の基本的な考えは変わっていないのでしょうか？

○ オルギン (CONAPO 情報担当官)

今の情勢では内容の変更はあり得ますが、5 年計画の基本的な考えは変わっていません。

○ 片桐 (J O I C F P)

UNFPA とはどの程度、「訓練センター」の経費について話をしたのでしょうか？メキシコ政府はどの位負担する意向でしょうか？また、「訓練センター」の経費分担については、メキシコ政府と UNFPA、日本政府の「トライバタイト」と理解してよろしいのでしょうか？

○ カブレラ (CONAPO 事務局長)

メキシコ政府は、10 年来、UNFPA から人口政策の協力を得ていますが、先にお送りしたドキュメント (計画書) の作成の際にもコンタクトしました。メキシコ政府の分担がどれ程になるかは新政権が決める問題で、まだ何とも申し上げられません。

「トライバタイト」による経費分担については、そう理解していただいて間違いありません。

○ フアン・バスコエ (FEPA C 事務局長)

今年の 5 月、J O I C F P 主催の会議 (インテグレーション推進会議) に出席するため日本へ行って、J I C A や政府関係者と会いました。

その際、聞いたことは、日本政府は「訓練センター」の設立に協力する意向はあるが、施設、機材費の援助だけで、人件費は出せないということでした。

そこで私は、UNFPA のメキシコ事務所を訪ねコーディネーターのアルバート氏に、人件費を UNFPA から出してもらえる可能性はないかと聞いてみました。

アルバート氏が言うには、UNFPA のラテンアメリカ地域担当局長 (オリボ氏) と最近話した感触では、十分可能性があるということでしたので「訓練センター計画書」の経費分担表に人件費は UNFPA からもらうことをプランに組み入れたのです。

しかし、その後、UNFPAから連絡があり、“メキシコは、所謂開発途上国ではなく、中進国なので、人件費の協力をするわけにはいかない”と行って来ました。

「訓練センター」の人件費はふり出しに戻ったというのが実情で、これから考えなければならない問題です。

○ 笹野（JICA）

メキシコ側の作成した「訓練センター計画書」には、メキシコ政府の経費分担が入っていませんが、メキシコ政府はどのような形で参加するのでしょうか？

○ カブレラ（CONAPO事務局長）

メキシコ政府の経費分担は、「訓練センター」をどこに設立するかで違ってきますし、日本政府の協力費の額によって変わってきます。メキシコ側としては、日本政府がどの程度「訓練センター」の設立に興味をもって、どの程度協力して頂けるかを先に知りたかったのです。日本政府の反応を知って、それに見合った計画をたてた方が、計画の進みが早いのではないかと考えたわけです。

○ フアン・バスコエ（FEPAC事務局長）

UNFPAや、日本政府の協力を得られない分は、メキシコ側で考えなければならないこととは言うまでもないことです。

メキシコ側としては、「訓練センター」が設立されて、参加者が各地から派遣される場合、例えば、派遣者である政府エイジェンシーから経費を徴収しながら、一部をまかなうことを考えています。

○ カブレラ（CONAPO事務局長）

多くの詰めなければならない問題があると思いますが、一つ一つ具体的に話しあっていくことになると思います。

事前調査ミッションの皆さんがメキシコに滞在なさっている間に解決のつく問題もあるでしょうし、そうはいかないテーマも多いでしょう。

今後ともよろしく願いいたします。

<以上>

10. 関係法律

メキシコの人口問題に関係する法律として

- (1) 憲法第4条
- (2) 一般人口法
- (3) 一般人口法施行令第1～3章

につき、和文および原文を以下に掲載する。

(1) メキシコ合衆国憲法

1976年12月31日公布

第4条

男女は法の前に平等である。この法律は家族の機構及び発展を守るものである。全ての人は、自由に、責任を持って、わきまえて、自分の子供の数と間隔を決める権利を有する。

CONSTITUCION POLITICA DE LOS
ESTADOS UNIDOS MEXICANOS

D.O. 31-XII-1974

ARTICULO 4o.

ARTICULO 4o.- El varón y la mujer son iguales ante la ley. Esta protegerá la organización y el desarrollo de la familia. Toda persona tiene derecho a decidir de manera libre, responsable e informada sobre el número y espaciamiento de sus hijos.

(2) 一般人口法

1974年1月7日公布

第1章 目的と権限

第1条(目的) 経済、社会的利益を公平に享受するために、人口、その構成、活動状況、配分等の現象を加減すること。

第2条 口内人に統計上の問題は、内務省連邦実行委員会が取扱う。

第3条 この法律の目的に従って、内務省は、関係各機関に対し、下記の為に必要な措置をとる。

I. 人口、その構成、活動状況、配分等に即して経済、社会開発計画を調整すること。

II. 公共部門の教育、厚生サービスを通じて家族計画のプログラムを実行すること、及びこれらプログラムと民間組織のプログラムは基本的人権を全面的に尊重して行われ、家族の尊厳を保つよう務めること。その目的は、国の人的、及び自然資源を最も有効に利用する為

に、人口増加を合理的に調整し、安定させることである。

Ⅲ．死亡率の減少

Ⅳ．教育システム、公衆衛生、職業的技術的能力開発、及び幼児保護を通じて住民の活動に影響を与えること、及び問題解決に国民が参加すること。

Ⅴ．経済、教育、社会、文化活動に女性全員を参加させること。

Ⅵ．辺地住民を国の発展に参加させること。

Ⅶ．外国人の入国を管理し、国内に適切に同化、配分させること。

Ⅷ．国民の出国を、国家が必要と認める場合には、制限すること。

Ⅸ．公共サービスを有効、確実に提供する為に、都市住民のセンターを計画すること。

Ⅹ．過疎の国境地域に国民の強力な核となるものを確立するよう刺激すること。

Ⅺ．地域開発に見合った人口分布を目的に住民の定着特別プログラムを基礎に、地域間の人々に移動をはかること。

Ⅻ．地理的に孤立している村落を合併して新しい村落を創るよう促進すること。

XIII．何か問題が起こりそうであるとか、現に起きているとかいう地域の住民支援の為に、国、州、市の各関係機関及び民間組織の活動をコーディネートすること。

XIX．本法律又は他の法令の定めるその他の目的。

第4条 前条の目的の為に、行政の関係機関及び公共部門の企業体が、法律の定める権限に従い国の人口統計上の政策目標実現に必要な手続きの適用実施を担う、但し、人口問題に関する各関係機関の規則決定、共同体の指揮権、計画の調整については全て総理府にその権限がある。

第5条 国家人口問題審議会を創設し、国の人口統計上の計画作成に当る。その目的は政府部門で作成される経済社会開発計画に住民を組み込むことと、人口統計上の現象が引起こす必要性にこれら目的を合わせることである。

第6条 人口問題審議会は、他を兼任しないで審議会々長となる内務省の代表と、文部、厚生、大蔵、外務、労働社会保障の各省、農業拓殖庁の代表者各1人とで構成する。各省の代表も他を兼任せず、この中から次官、秘書官を指名する。各省庁の代表は、同等あるいは少しだけ劣る管理レベルの代理人を指名する。公共部門の他機関、組織の権限内の事に関する場合は、審議会々長は、その専任者達の会議出席又は、代理人の指名を要請することができる。

審議会は、技術コンサルタントの援助を受け、開発、人口統計学の専門家を抱えた、継続的に助言を与えてくれる団体を含めることができる。

第Ⅱ章 出入国

第7条 出入国に関し、内務省は、下記のことにより責任を負う。

- Ⅰ．種々の出入国業務を組織、調整する。
- Ⅱ．本国人、外国人の出入国を監視し、その書類を検閲する。
- Ⅲ．本法律及びその規則を適用する。及び
- Ⅳ．本法律、その規則、及びその他の法的規律、規制等が定める機能を果たすこと。

第8条 出入国業務は：

- Ⅰ．国内、及び
- Ⅱ．国外業務である。

第9条 国内業務は、内務省の設置する事務所で行われ、国外業務は、内務省の代理者、メキシコ国外業務員及び内務省の定める補助的性格のその他機関が取扱う。

第10条 内務省の権限により出入国地を港、空港、国境地点ごとに定めるが、これは前もって、大蔵、通信運輸、外務、農牧の各省、及び必要な場合には海運省、あるいは、その他の関係機関、組織の意見を取入れることとする。

関係機関、組織は、各々の業務提供のために本領を發揮する義務がある。

第11条 出入国は、その為に定められている港、空港、国境地点に於てのみ、規定の時間内に、出入国管理当局の介入により実施できる。

第12条 内務省は、公共の利益の為に、空港、港、国境地点の通過を一時的に停止することができる。

第13条 本国人、外国人は出入国に際し、本法、その規則、その他適用規定の定める要件を満たすこととする。

第14条 内務省は、出入国業務に関し、国家統計に係る規定が守られているかどうか監視することとする。第18、19条に関係する人は、入国時必要事項をこの目的の為に提供しなければならない。

第15条 メキシコ人が入国する場合には、その国籍を証明し、必要と思われる時には医師の検査に合格し、統計上の必要事項を提出することとする。伝染病にかかっている場合には、その本国人が指定病院へ入院、治療を受けるべく、出入国当局は手続きを採ることとする。

第16条 出入国業務は、保健衛生業務は別にして、国の海岸、港、国境、空港で空路、陸路を問わず行われる出入国を検閲する優先権を有する。

第17条 空路、陸路、海路による通過が国際的なものである場合には、その監視、検閲に関する事は全て、保健衛生関係を除き、出入国業務とする。

第18条 第16条に掲げる検閲についての例外は、公務で、家族及び使用人を連れて入

国する外国政府の代表者、及び、国際法、条約慣習に従って治外法権を有する人の場合である。この場合、常に相互主義に基づいている。

第19条 公務で入国する外国政府の公務員に対して、国際慣習及び相互主義に基づき、便宜をはかることとする。

第20条 内務省は、各地域の特殊性に従い、外国人が国境を通過して海上、国境、空港の町を訪問することについて規則を設けることとする。国境の町や外国と隣接している町に於る日常的な通過に関しても、国際条約、協定を尊重して、同様の扱いとする。

第21条 陸上、海上、航空輸送会社は、国内へ入国の為に輸送する外国人が然るべき書類を保持しているかどうか、その公務員、従業員に確かめさせる義務がある。

第22条 海上輸送の乗客、乗組員は、出入国当局が相応の検閲を実施するまでは、下船できない。

第23条 航空、陸上、海上輸送の外国人乗組員は、許可期間内のみ国内に滞在できる。その追放又は出国に要する費用は、企業、各形態の会社、個人であれ、かかる輸送会社の所有者又は代表者が持つこととする。

第24条 航空機のパイロット、船の船長、自動車輸送の運転手は、入出国の検閲の際に乗客、乗員名簿、及び各自について必要事項を記入して出入国管理当局へ提出せねばならない。

第25条 本法律第42条K項に掲げる場合を除き、本法及びその規則に定められる要件を満たさない外国人については下船が許可されない。

第26条 出入国管理担当局の許可があつて、通過客として下船し、乗るべき船又は航空機が発出した後、意に反して法的許可なく地上に滞まっている外国人は、即座に関係出入国事務所に出現しなければならない。この場合その事務所は、その外国人がすみやかに出国するよう処置しなければならない。

第27条 出入国書類を保持していない、あるいはそれが不備であるとか、又は密航者等入国が出入国管理当局により拒否された外国人は本人を乗せて来た輸送会社の費用で、本法律に定める相応の懲罰を受けることなく、出国しなければならない。

第28条 船は全て、出港前に、出入国管理当局の出国検閲を済ませ、航海許可を当局から受けておかねばならない。但し、海運省及び当該機関の定める所に従い不可抗力の場合を除く。

第29条 関係規則には、国内港に停泊中の船の乗組員の監視規準及び、乗組員の上陸又は入国の許可要件が定められている。

第30条 出入国管理当局の事前許可がなければ、国境通過の海上輸送船舶はいづれも寄港は許されない。

第31条 輸送会社は、その従業員、代理人が負う直接責任は別にして、彼らが犯した本法律及びその規則の罪については、金銭的に責任を持つこととする。

第Ⅲ章 入国

第32条 内務省は、人口統計調査を鑑みて活動別あるいは居住地別に、入国が許可される外国人の数を定め、外国人の入国をメキシコの実業に対する貢献度に従って適宜分類することとする。

第33条 前項に掲げることに従い、入国許可は、専門の、あるいは、メキシコ人が全く、又は余りカバーしていない調査、教育面が専門の科学者や技術者、及び、本法律第48条Ⅱ項に定める投資家に対して、優先的に与えられる。旅行者に対しては入国の為に便宜がはかれることとする。

第34条 内務省は、入国する外国人について、彼が従事する活動及び、その居住地について、適当な条件を定める。又、入国者は、国にとって有用な要素であり、入国者及びその経済下にある人の生活費も考慮する必要がある。

第35条 警察に追われている外国人は、暫定的に出入国管理当局により入国が認められるが、内務省が決定を下すまでは入国港に留まらねばならない。

第36条 内務省は、外国人投資家、科学者及び技術者がメキシコへ定住、定着をし易い様な条件を提供する為に必要な対策を採ることとする。

第37条 内務省は、外国人の入国又は、入国の資格の変更を、下記のいずれかに該当する場合は拒否することができる。

- I. 国際的相互性が存在しない時。
- II. 国内の人口統計上の均衡が破れる時。
- III. 本法律第32条に掲げる割当がない時。
- IV. 国民の経済的利益を害すると思われる時。
- V. 国内滞在中の行動が悪いとみられる時。又は、外国に於る前歴が悪い時。
- VI. 保健局の判断で、身体上、精神上健康でないとき。
- VII. 本法律あるいはその付則を破った時。
- VIII. その他法律上の規定が定める時。

第38条 国家的利益を考慮して、外国人の受入れを停止又は禁止する機能は内務省が有する。

第39条 外国人がメキシコ人と結婚する場合、あるいは国内で子供が生まれる場合には、内務省は、その外国人の入国、滞在を許可できる。

限嗣相続を解消又は、扶養料に関し民法上の義務遂行を放棄するに至れば、内務省が与え

ていた入国資格を失うこととし、既に入国資格を獲得している場合を除き、出国までの期間が提示されることとする。

第40条 何らかの理由でメキシコ国籍を失ったメキシコ人は、入国又は滞在継続の為に、外国人について法律が定める事を守らねばならない。

第41条 外国人は下記の資格により法的に入国できる。

a). 短期入国者

b). 長期入国者

第42条 短期入国者とは、下記の種類のいずれかで一時的に、内務省の許可を得て入国する外国人をいう。

I. 観光客 保養、健康の目的で、報酬、利潤を伴わない芸術、文化、スポーツ活動のために更新不可能な最高6ヶ月期間のもの。

II. 通過客 他国への通過中のもので、国内へ30日間まで滞在できる。

III. 訪問客 利潤を伴う場合も伴わない場合も、合法的で正当な何らかの活動に従事するために、6ヶ月の滞在許可を得ているもの。これは、1回のみ同期間延長できる。但し、その滞在中は、外国から持ち込んだ自分の資金、その資金が生み出す所得、あるいは、外国から入ってくる収入で生活をする場合は除く、科学、技術、芸術、スポーツ、その他の活動の場合は、更に2回延長できる。

IV. 顧問役 企業の役員重役会議に出席したり、あるいは、助言を行ったり、職務を一時的に遂行するためのもの、この許可は、6ヶ月間で、延期不可能、出入国は何回でもできるもので一回の滞在期間は、延期不可能な30日間までとする。

V. 政治亡命者 出生国の警察に追われている者の自由と生命を守る為に、内務省が、各々の状況を考慮して適当と認める期間、認められるもの。政治亡命者が、法律を犯した場合は、彼に適用される懲罰は別にして、入国資格を失うこととし、内務省は、彼の合法的滞なが継続できる様に適当と思われる資格を与えることとする。又、政治亡命者が国を去った時には、この入国資格で戻る権利を全て失うことになる。但し、関係局の許可を得て出国する場合を除く。

VI. 学生 教育機関、公立、私立の機関あるいは公式許可を得て勉学を開始、完成する為のもので、一年毎に延期し、その勉学継続期間及び卒業証明書取得に必要な期間のみ国内に滞在が許可される。毎年、合計日数120日まで国外へ出ることができる。

VII. 殊遇訪問客 例外的に特別な場合、国際的に名声のある研究者、科学者、人道主義者、あるいはジャーナリスト、その他特別な人に対して、期間6ヶ月までの入国、滞在の為に儀礼許可を与えることとする。内務省は、適当と思われる時にはこの許可を更新することができる。

Ⅷ. 一定地域訪問客 出入国管理当局は、港や国境の町を訪問する外国人に対し、滞在が3日を越えない範囲で許可を与えることができる。

Ⅸ. 仮の訪問客 内務省は、例外として、30日間まで、国際便で港や空港に到着した外国人の一時下船を、その書類に何らかの二次的要件が欠けている場合でも、許可できる。この場合、定められた期間内に要件を満たさなければ、その出発国、国籍を有する国又は出生国への費用を保証するだけの担保又は保証を入れることとする。

第43条 入国を許可された外国人は、入国許可証に定められている条件及び、関係法律が定める規定を必ず守らねばならない。

第44条 長期入国民とは、国内に定住する目的で、長期入国者の資格を得ようとして、合法的に入国する外国人を言う。

第45条 長期入国者は、5年間までの期間で受入れられ、内務省の定める条件、即ち、入国許可時に呈示された条件及び、毎年その出入国書類を更新する時に適用されるその他の出入国規定に従う義務がある。

第46条 長期入国者が国内滞在中、守らねばならない条件を満たさない場合には、15日以内に内務省へその旨通告し、出入国書類の取消手続きを行ない、内務省独自の判断で、国外退去期限を示すか、又は、調整期間を与えることとする。

第47条 国外に継続又は断続的に18ヶ月滞在した長期入国者は、その資格を失うこととし、又、入国から最初の数年は、毎年90日間以上は国外へ出ることができない。但し、内務省が定める例外的場合を除く。

内務省は、長期入国資格を申請している長期入国者に対しては、手続き中は、本条及び第56条に定める事項を適用しないで、妥当と思われる期間、回数 of 出国を許可できる。

第48条 長期入国者の種類は次の通りである：

Ⅰ. 自己資金生活者 海外から持ち込んだ自分の資金、国立又は総理府がその他の信用機関の証券、有価証券、債券へ投資した資金から生じる利子、あるいは海外から入ってくる収入により生活している人。内務省は、教師、科学者、研究者、技術者としての活動が国に恩恵をもたらすと思われる時には、この分野で活躍してくれそうな自己資金生活者に長期入国者の許可を与えることとする。

Ⅱ. 投資家 国の法律に添って、しかも、国内の経済、社会開発に貢献するように、工業面へ自己資金を投資する人。

Ⅲ. 専門職 特別な場合にのみ、文部省に資格を事前に登録して、専門職に従事する人。

Ⅳ. 責任職 メキシコ国内に設立されている企業、機関で、管理職、その他の完全に責任を要する職についている人で、その他の職を兼任していないこと、その業務を果たすためには入国する必要があることを、内務省が判断することになっている。

V. 科学者 科学的研究を行ったり、科学的知識を広めたり、研究者を養成したり、教職につくためのものである。但し、諮問機関が提供する関係情報を考慮の上、上記活動が国の発展のために価値あるものであることを内務省が判断した場合。

VI. 技術者 生産過程で実施される調査を行なうため、あるいは、内務省が、国内居住者では不可能な技術的、専門的職務を果たすためのものである。

VII. 家族 配偶者、又は、直系二親等までの長期入国者あるいはメキシコ人の血縁の親戚の扶養家族として住むものである。

申請者の子息、兄弟は、未成年者に限り、この種類の許可が受けられる。但し、働く為には障害があることが証明される場合、又は着実に勉学中である場合は、未成年者でなくともよい。

第49条 外国人科学者、技術者の入国、滞在については、その専門分野で少なくとも3人のメキシコ人を教育することが条件付けられている。

第50条 メキシコ国内で技術的、科学的調査研究を行なう外国人は全て、調査研究が外国で終了、完成、印刷される時でも、その成果を一部、内務省に提出することとする。

第51条 内務省は、例外的条件として、外国人の受入れについて最高の便宜を計る為の対策を採ることができる。

第52条 入国移民とは、国内での永住権を獲得している外国人をいう。

第53条 国内に合法的に5年間居住している長期入国者は、本法及びその附則を順守し、その活動が社会に対して正当で肯定的であればいつでも、入国移民としての出入国資格が得られる。入国移民資格の申請が本人からされなければ、内務省の判断で、長期入国者資格を続けて持つことになる。

5年の期限が過ぎた長期者で、規則に定める期限内に入国移民資格を申請しない者、又は、それが与えられないものは、出入国資料が抹消され、内務省が示す期限内に出国しなければならない。この場合、外国人は、法律に従がい、新たに出入国資格の申請ができる。

第54条 入国移民資格取得には、内務省の明確な判断が必要である。

第55条 入国移民は、規則及びその他の適用規定に従がい内務省が定める範囲内で、いかなる正当な活動にも従事できる。

第56条 入国移民は、自由に出入国できる、但し、連続して2年間海外に滞在する時、及び、10年間に5年以上不在の時には、出入国資格を失う。10年の期間の算定は、規則に定める形式、期間により、入国移民判定の日より開始される。

第57条 国内で信任されている外国人外交官、領事館員及び、自国政府のメキシコ国内に於る公式代表であるその他公務員は、単に期間的な理由で、居住権を得ることはできない。代表者でなくなった時更にメキシコ国内に定住を続けなければ、通常の要件を満たさねばな

らないが、相互主義に基づき、内務省が、それら外国人に対し、メキシコの代表者であったものにその国で与えられるのと同じ便宜をはかる権限がある。

第58条 whichever of the foreigners also cannot hold two types of entry qualifications at the same time.

第59条 第42条Ⅱ項に掲げる場合の出入国資格、種類は変更できない。その他の場合は、内務省の判断で、新たに得ようとする出入国資格、種類について本法が定める要件を満たし、且つ、国庫法に定める税金を先払いした時には、変更できる。

第60条 外国人が、許可されている活動以外のものに従事するためには、内務省の許可が必要である。

第61条 自分の働き、又は、外国人の被扶養者として生活しているものは、いかなる状況の変化についても15日以内に内務省に報告すれば、出入国条件を変更できる。又、内務省が外国人の追放を決めた時には、その為の費用は一切、本人が負担する義務がある。

第62条 外国人のメキシコ国内への入国については下記要件を満たさねばならない：

I. 内務省が必要と認める場合には、本国の関係当局が発行する公式身心健康診断書を提出すること。

II. 保健当局が行なう検査に合格していること。

III. 出入国管理当局へ、宣誓をして、要求されている事項について申告すること。

IV. 有効、且つ真正な書類により身分証明をすること、又、場合により出入国資格を提示すること。

V. 内務省が必要と認める場合には、平常居住していた場所の当局が発行する公式前歴証明書を提出すること。

VI. 入国許可に必要な要件を満たすこと。

第63条 本法第42条第Ⅲ項の技術者及び科学者、第V、Ⅵ項に掲げる短期及び長期入国者の資格で入国する外国人は、入国日より30日以内に、外国人登録する義務がある。

第64条 外国人は登録する時に、その入国滞在が合法的であること、及び、従事している活動を証明すること、且つ、本法及びその附則が示すその他要件を満たすこととする。

第65条 登録済外国人は、出入国資格、種類、結婚、離婚等、住所、従事している活動の変更を、変更のあった日から30日以内に、外国人登録局へ届けなければならない。

第66条 外国人は、本人又は代理人として、不動産の取得、不動産、株式、あるいはいかなる形式にせよ商業に関する企業の分担出資金に関する権利、取得について契約を結ぶ際には、その他の法的規制により必要な許可とは別に、事前に内務省の許可が必要である。

第67条 国、地方、市などの国家当局、公証人、公証人に代わるもの、公認会計士、及び仲買人は、外国人が彼らの面前で当該行為の手続きを行なうよう要求する義務があるが、それに先だち、その外国人の国内滞在が合法的であることを証明し、その出入国資格や条件

で、必要な行為、契約ができること、資格等が整わない場合には、内務省の特別許可を得て、関係書類で証明すること等も義務づけられている、例外として、緊急を要する委任状、遺言状の場合は上記証明を必要としない。全ての場合、上記当局、公証人等の面前で為された行為、契約の日から15日を越えない期間内に、内務省へ報告しなければならない。

第68条 住民登録局の判事、公務員は、外国人が関係する結婚、離婚等の行為については、その外国人が自ら合法的な国内に滞在している旨、事前に証明しなくては、とり行うことができない。メキシコ人と外国人の結婚にはその他に内務省の許可が必要である。

全ての場合、本条に掲げる証明を行ない、行った行為について内務省に報告しなければならない。

第69条 いかなる法務局、管理当局ともに内務省が発行する合法的に国内滞在をしている旨、及び、本人の出入国条件、資格で離婚等の行為ができる旨の証明書がなければ、外国人の離婚、結婚の無効などの手続きは行えない。

第70条 本法に取扱う事柄に関して、外国人は、当該法律上の規定の定める税金、手数料を支払うこととする。

第71条 内務省は、適当と思われる国内何ヶ所かに出入国収容所を設置する。これは入国が仮に許可されている外国人や国外追放になった人を必要とあれば、確実な方法として、その収容所に泊めるためである。

第72条 法務当局は、訴訟になった外国人について、訴訟が始まる時点で内務省に知らせる義務がある。容疑事実及び判決についても知らせなければならない。

住民登録局の判事、公務員及び、民事、家族関係の判事は、外国人の結婚、離婚等の変更について、行為、判決、和解などの決定の日から5日以内に内務省へ届けねばならない。

第73条 国、地方、市などの公的指揮権を法により持つ関係当局は、出入国管理当局が本法の規定を満たす為に協力を要請した時には、協力しなければならない。

第74条 合法的な国内滞在の証明、及び、特定の労役を提供するための特別許可がなければ、誰も外国人を雇うことはできない。

第75条 企業、外国人、又は企業、外国人の法定代理人が、いつれの出入国手続きについても、内務省が定める要件を、同省が定める期間内に満たさない時は、その手続きは放棄されたものとみなされる。

第Ⅳ章 出国

第76条 出国に関し、内務省は下記の事について責任を負う：

- I. 国民の出国の原図を調査し、出国を調整する対策を考えること。
- II. 外務省と協力して、メキシコ人の出国を保護する対策を考えること。

第77条 出国者とは、外国に居留する目的で出国するメキシコ人及び外国人をいう。

第78条 出国しようとする人は、出入国の一般的要件の他に、下記の事項を満たす義務がある：

- I. 身分証明を行ない、出入国管理当局へ自己に関する情報を統計の為に提出すること。
- II. 成年であること、未成年又は、禁治産者の場合は、親権者又は、後見人が同行するか、あるいは、親権者、後見人、又は主務管庁の許可が必要。
- III. メキシコ人の場合は、目的国の法律の入国要件を、その国で行なおうとしている計画に従って全て満たしていることの証明。
- IV. 関係事務所へ当該書類を申請し、出国地の出入国当局へそれを提示すること。又、本法109条の規定は別にして、訴訟中、逃亡中でなく、又、判決の結果、拘束中でもないこと。
- V. 本件に関し、その他の適用規定が定めていること。

第79条 メキシコ人労働者の場合は、雇用主又は契約者と一定期間の契約を、労働者の必要性を満たすに十分な給料を得る内容で結んだ上で出国することを証明しなければならない。

出入国管理局職員は、仲裁々定委員会が承認し、労働を行う国の領事が査証した労働条件の書面による提出を求める。

第80条 メキシコ人労働者の集団移動は、内務省の職員により、関係法、規則を満たすために監視されなければならない。

第V章 帰国

第81条 少なくとも外国へ2年間居留した後帰国する国民の出国者を帰国者とみなす。

第82条 内務省は、メキシコ人の帰国を奨励し、その知識、能力に適した場所へ定住するように促進することとする。

同じ待遇が、例外的状況にあつて最入国するには内務省の援助が必要な国民に対しても内務省により与えられる。

第83条 内務省は、農林拓殖省やその他の国、地方、市の関係機関と協力して、集団で入国する帰国者の一団を既存の村落の中心に、あるいは新しく創られる村落に配分することとする。

第84条 帰国者の、従事する職業が最高の成果をあげる為に最大限の便宜を与えることを目的に、内務省は、公的機関、私的企業に最適と思われる対策を提案することとする。

第VI章 住民登録と身分証明

第85条 内務省は、国内に居住する全ての個人と外国に住む国民の住民登録と身分証明

を行なう責任がある。

第86条 住民登録と身分証明の目的は、人口統計に関し公けの管理プログラム作成の為の根拠とする人的資源を知ることである。

第87条 住民登録は

- I. 国民、と
- II. 外国人を含む。

第88条 内務省は、登録の技術的方法、手続きを確立し、国内に必要な住民登録と身分証明の管理単位を組織することとする。

第89条 住民登録と身分証明の目的は下記の如くである。

I. 本条第V項の目的として、国内の居住者であるメキシコ人、外国人の身分証明に関し、全てのデータを求めること。

II. 国籍、年齢、性別、職業、結婚の有無及び住所に従がい、居住者の分類をすること。

III. 外国に居住するメキシコ人の戸籍簿を作成すること。

IV. 現在種々の関係公共機関で使用されている身分証明、登録の方法を調整して、科学的に作成されたシステムに統一すること。

V. “個人身分証明書”という名称で、保持者に関するデータの証明になる公的書類としての性格を持つ書類をつくること。

第90条 国、州、管区、市、及びメキシコ海外局の公務員、被雇用者は、内務省の責任で行われる住民登録と身分証明、及び、本法とその附則に定められている全ての事について、内務省を援助することとする。

第91条 一定期限内に内務省で一度登録しておけば、登録と発行される身分証明書は、この法律の規則に示される有効性を持つことになる。

第92条 国内、国外に住むメキシコ人の登録は、無料であるが、義務づけられている、外国人の登録は、本法に示す場合は義務であり、該当の分担金を支払うことになっている。

第VII章 懲罰

第93条 内務省の職員は、下記の違反を犯した場合、30日以内の範囲で就業停止、若しくは、重大な場合には免職される。

I. 許可なくして極秘事項を漏らした時。

II. 詐欺的に、あるいは、重大な怠慢で、出入国の通常の手続きを停滞させた時。

III. 自分自身で、あるいは仲介を経て、本法に掲げる事柄の処理に介入したり、出入国の規定や手続きを避ける方法を助言した時。

IV. 必要書類を添えて申請する人に身分証明書を発行しなかったり、あるいは一旦発行さ

れた身分証明書を不当に留保した時。

V. 内務省の許可なく、詐欺的に、不正使用を強制したり、出入国書類を第三者に準備した時。

第94条 本法あるいはその附則に違反した連邦、州、市当局の職員は、罪を犯してはいなくても、最高5,000ペソの罰金であり、再犯の場合は、免職となる。

第95条 本法及びその附則の定めを犯す為に、犯罪には至らないまでも、いかなる個人に対しても助言、忠告を与えたり、手助けした者は、最高1,000ペソの罰金又は、最高36時間の拘留に処される。もし、違反者が罰金を支払わなければ、罰金に相応する拘留に替えられるが、拘留期間は、いかなる場合も15日を越えないものとする。

第96条 出入国に関し、いかなる書類にも本人でない署名をした者には、それが犯罪となる場合には、課せられる刑罰とは別に、最高2,000ペソあるいは、最高36時間の拘留に処せられる。もし、違反者が、課された罰金を支払わなければ、罰金に相応する拘留に替えられるが、拘留期間は、いかなる場合にも15日を越えないものとする。

第97条 出入国資格を取消された外国人の場合、定められた期間内に国外へ出国する様にとり内務省の命令を守らない外国人には最高5,000ペソの罰金が課される。

第98条 過去に国外退去処分となっている外国人が、再び当国領土内へ再認可の合意を得ないで入国した時には、最高10年の留置刑及び、最高5,000ペソの罰金が課される。再入国許可を認可してもらうために、国外退去経歴を報告しなかったり、隠していた外国人に対しても、同じ懲罰が課される。

第99条 当国に入国するためには、合法的に認可を得ているが、その滞在を条件付ける行政上、法制上の規定を満たさなかったり、違反する外国人は、不法に国内滞在をしていると見なされ、最高6年の留置刑及び最高5,000ペソの罰金が課される。

第100条 本法あるいは、内務省が認めた入国許可条件に従って承認されていない活動を行った外国人に対しては、最高3,000ペソの罰金及び最高18ヶ月の留置刑が課される。

第101条 不法あるいは不正な活動を行なって、当国滞在の条件である仮定に違反した外国人に対しては、最高2年の留置刑及び最高10,000ペソの罰金が課される。

第102条 内務省が発行したのとは異なる出入国資格を保持したり、それを詐欺的に使用した外国人に対しては、最高5年間の留置刑及び5,000ペソの罰金が課される。

第103条 当国へ不法入国した外国人に対しては、最高2年の留置刑、及び300から5,000ペソの罰金が課される。

第104条 出入国状況に関する虚偽のデータを当局に提出し入国しようとする、あるいは既に入国している外国人に対しては、次条の定めるところとは別に、刑法にある懲罰が課せられる。

第105条 本法律の第95、97、98、99、100、101、102、103、104、106、107、及び118条に定める規定にふれる外国人に対しては、各条項の懲罰が適用されることとは別に、その出入国資格が取消され、国外退去処分となる。

第106条 国外退去となった者は、内務省の大臣、政務次官又は、事務次官の合意によつてのみ再認可される。

第107条 外国人との結婚について法律が定めている恩恵を利用して、常にその外国人の国内定住を目的に結婚するメキシコ人に対しては、最高5年の留置刑及び、最高5,000ペソまでの罰金が課せられる。同様の懲罰は、配偶者の外国人にも適用される。

第108条 外国人の追放対象と、それら外国人を出入国収容所又はその為に設置された場所に確実に収容する内務省の対策は、全て法律的效果をあげる為の公の秩序である。

第109条 司法当局又は管理当局が認めた外国人の定住も、内務省のそれら外国人に対する追放命令の実施を妨げるものではない。

第110条 出入国管理当局が許可を出す前に乗客、乗組員の上陸を許した海上輸送会社は、最高3,000ペソまでの罰金が課せられる。

第111条 外国からの輸送客の下船が、指定場所、時間以外に行われた時には、責任者、当該会社、その代理店又はその受託者等が、最高10,000ペソまでの罰金に処せられる。但し、不可抗力の場合を除く。

第112条 有効な出入国書類を持たない外国人を輸送した海運、航空会社は、その外国人が追放になること、及び、会社がその費用で出発地へ外国人を戻すこと等とは別に、最高5,000ペソまでの罰金に処せられる。

第113条 海運輸送会社の船長又はその代理を勤める人が、追放になった外国人乗客の輸送命令に従わない時には、船長、その代理、会社、その代理店又はその受託者は、最高5,000ペソまでの罰金が課せられる。航空会社に対しても同様の罰金が課せられる。海運、航空会社ともに、その場合の状況を全て明らかにする記録を作成することとする。

第114条 領土内から出国しなければならない輸送機、船の出発を、出入国管理当局の免許を受けないで、許可、調整したものは、最高1,000までの罰金が課せられる。

第115条 本法第26条に規定されている義務に違反すると、最高1,000ペソの罰金若しくは最高36時間の拘留となる。もし違反者が罰金を支払わなければ、罰金は、15日以内の拘留にとって替わられる。

第116条 本法第28条に違反すると、最高5,000ペソの罰金が課される。再犯の場合には、船名及び船籍簿を各メキシコ領事に連絡し、メキシコ港の出港許可書を二度と発行しないこととする。

第117条 出入国管理当局の許可なくして外国船を訪問した者は、最高500ペソ又は、

最高3日間の拘留に処せられる。

前段に掲げる訪問を、資格がないのに許可した者にも同じ懲罰が課せられる。

第118条 内務省の事前許可を得ないで、自分又は他人の費用でメキシコ人を外国で働かせるために連れ出そうとしたり、連れ出した者に対しては、2年から10年の留置刑及び10,000から50,000ペソの罰金が課せられる。

不法に外国人をメキシコ領土内へ、あるいは他国へ、自分又は他人の費用で斡旋しようとしたり、斡旋した者に対して法的手続きを経ず当該許可を与えた者にも同じ罰則が適用される。

第119条 内務省より発行された合法的国内滞在証明書及び離婚あるいは結婚の無効手続きを行える出入国条件及び資格に関する証明書を提出しない外国人のそれら手続きを行ったり、あるいは、国籍帰化法第50条とは別の法律を適用して同様の手続きを行った司法又は行政の公務員に対しては、免職及び最高6ヶ月の留置刑、又は、10,000ペソの罰金、又はその両方が、裁判官の判断で課される。

第120条 出入国に関する本法又は附則の違反者には、本章に示されている場合、及びその他の法律に反する犯罪を除いて、内務省の判断で犯した違反の重大性に従って、最高10,000ペソの罰金又は、違反者が罰金を支払わなければ最高15日の拘留が課される。

第121条 本法に掲げる管理上の懲罰は、内務省の大臣、政務次官、及び、本法に関する業務の担当部所の部長、副部長、課長、課長代理の合意のもとに、課せられる。

第122条 管理上の懲罰が審査される為には、罰金刑の通知日から15日以内に、懇願しなければならない。

第123条 本法に掲げる罪の中で各省による違反行為は、内務省がそれぞれの場合に起こす訴訟により裁かれる。

仮条項

第1条 1947年12月23日公布の住民一般法及び、1949年12月24日公布の改訂法は廃止され、又、現行法に反する全てのその他規定も廃止された。

第2条 本法は、連邦政府の“官報”に発表された後、30日後に発効する。

第3条 その後、本法の付則が公布されるが、1962年4月27日公布の人口問題一般法の付則の条項は現在も有効である。これは、1962年5月3日に、又、その訂正版が同月8日にそれぞれ官表に発表されている。これらは、本法に反するものではない。

第4条 内務省は、メキシコ人の住民登録の開始日を提示することとする。